

独立行政法人農業者年金基金の 令和6年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

厚生労働省

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人農業者年金基金				
評価対象事業年度	年度評価	令和 6 年度（第 5 期）			
	中期目標期間	令和 5 年度～令和 9 年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	農林水産大臣				
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 上野 昌文		
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 藏谷 恵大		
主務大臣	厚生労働大臣				
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長 海老 敬子		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官（調査分析・評価担当）諏訪 克之		
3. 評価の実施に関する事項					
7 月 23 日：独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び農林水産省独立行政評価有識者会議農業者年金基金部会の開催					
4. その他評価に関する重要事項					
特になし。					

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定									
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における初期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況							
評定に至った理由	<p>項目別評定は、重要な業務 11 項目のうち、2 項目が a 評定、9 項目が b 評定であるが、年金資産の安全かつ効率的な運用や、困難度の高い若い農業者の加入の拡大において成果が見られたため、農林水産省の評価基準に基づき、6 つの大項目のうち 1 項目が A 評定、残りの 5 項目が B 評定となり、大項目の点数をウェイトを用いて算出した結果、「B」評定とした。</p> <p>※3 点(A)×5/13+2 点(B)×4/13+ (2 点(B)×1/13) ×4 項目=2.385 点</p> <p>1.5 点以上 2.5 点未満：B</p>								
2. 法人全体に対する評価									
法人全体の評価	農業者年金の重要な項目である「年金資産の安全かつ効率的な運用」及び「農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実」について目標を上回る成果が認められ、他の項目においても特に業務運営上の重大な課題は認められず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。								
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。								
3. 項目別評定における主要な課題、改善事項など									
項目別評定で指摘した課題、改善事項	被保険者資格の適用及び収納関係業務で事務処理状況調査対象期間以外の期間に遅延が発覚していることから、その原因究明及び再発防止対策を講じているところであるが、今後は当該再発防止対策の効果検証をすることが望ましい。								
その他改善事項	該当なし。								
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし。								
4. その他事項									
監事等からの意見									
その他特記事項									

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考	中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度				5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	A				第1		III 財務内容の改善に関する事項	B	B				第3	
1 農業者年金事業	A	B				第1 －1		財務内容の改善に関する事項	B	B					
(1)迅速かつ適正な事務処理（適用・収納関係）	a	b						(1)業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	b	b					
(2)被保険者資格の適切な管理	a○重	b○重						(2)決算情報・セグメント情報の開示	b	b					
(3)保険料収納業務の円滑な実施	b	b						(3)業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施	b	b					
(4)過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b						(4)貸付金債権等の適切な管理等	b	b					
(5)迅速かつ適正な事務処理（給付関係）	a	b						(5)長期借入金の適切な実施	b	b					
(6)年金等の受給漏れの防止	a○重	b○重						(6)将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検	b	b					
(7)受給資格のある者への適切な年金給付	b○重	b○重													
(8)源泉徴収事務の適切な実施	b	b													
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A	A				第1 －2		IV 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	B	B				第4	
(1)基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	a○重	a○重						予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	B	B					
(2)資金運用委員会等によるモニタリング	b	b						(1)支出削減の取組	b	b					
(3)政策アセットミックスの検証・見直し	a	b						(2)法人運営における資金の配分状況	b	b					
(4)運用の透明性の確保	b	b						V 短期借入金の限度額	—	—				第5	
(5)スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資	a	a						VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	—	B				第6	
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	B	A				第1 －3		VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B				第7	

(1)若い農業者の加入の拡大 (2)女性農業者の加入の拡大 (3)加入推進活動の実施 (4)加入者に係るデータ収集・分析 (5)ホームページ等による情報の提供	b ○重 b b b a	a ○重 a a b a						1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) (1)方針 (2)人員に関する指標	A a b	B b b				第7-1
4 加入者等に対して提供するサービスの向上	B	B				第1-4		2 積立金の処分に関する事項	B	B				第7-2
(1)年金額の「見える化」の推進 (2)手続のオンライン化等 (3)年金相談	b b b	b b b						3 内部統制の充実・強化	B	B				第7-3
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B				第2		(1)経営管理会議による内部統制の充実・強化 (2)コンプライアンスの推進 (3)リスク管理の徹底	b ○重 b ○重 b ○重	b ○重 b ○重 b ○重				
1 業務改善の推進	B	B				第2-1		4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	A	B				第7-4
(1)業務の簡素化・効率化 (2)農業者年金記録管理システムの利用促進 (3)業務のデジタル化による諸規程等の見直し	b b a	a b b						(1)情報セキュリティ対策の推進 (2)個人情報保護対策の推進 (3)研修等の実施	a ○重 b ○重 a ○重	b ○重 b ○重 b ○重				
2 手続・業務のデジタル化の推進等	A	B				第2-2		5 情報公開の推進・適切な文書管理	B	B				第7-5
(1)事務手続・事務処理のデジタル化の推進 (2)新たな農業者年金記録管理システムの構築 (3)源泉徴収システムの検討及び整備 (4)情報システムの適切な整備及び管理	a b b a	b b b b						(1)情報公開 (2)文書管理	b b	b b				
3 運営経費の抑制	B	B				第2-3		6 適正な監査の実施等	B	B				第7-6
(1)一般管理費及び業務経費の削減 (2)給与水準の適正化	b b	b b						7 業務運営能力の向上等	B	B				第7-7
								(1)研修の充実 (2)委託業務の質の向上	b b	b b				
								8 温室効果ガスの排出の削減	B	B				第7-8

4 調達の合理化	B	B				第2 - 4							
5 組織体制の整備等	B	B				第2 - 5							
(1)組織体制の整備 (2)働き方改革の推進 (3)情報システムの整備及び管理の ための体制整備	a b b	b b b											

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1	農業者年金事業
当該項目の重要度、難易度	－
	関連する政策評価・行政事業レビュー 003217

2. 主要な経年データ													
評価の対象となる指標	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	予算額（千円）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
国民年金の被保険者記録との突合による不整合者の割合	不整合者の占める割合を0.6%以下		0.52%	0.55%				予算額（千円）	179,440,771	168,874,126			
								決算額（千円）	173,641,290	163,701,301			
								経常費用（千円）	100,020,386	64,400,788			
								経常利益（千円）	△21,733,285	6,790,063			
								行政コスト（千円）	100,020,386	64,422,069			
								従事人員数	38.13	38.63			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
					業務実績	自己評価												
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			A	評定 A 4つの中項目のうち2項目がA評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評定 ※3点(A)×3/12+3点(A)×5/12+2点(B)×2/12×2項目=2.67点 2.5点以上3.5点未満：A											
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業				B	評定 B 8つの小項目全てがb評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×2/10×2項目+2点(b)×1/10×6項目=2.00点 1.5点以上2.5点未満：B											
(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 迅速かつ適正な事務処理 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間（基金が定める通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）内に処理を行うとともに、その処理状況を、毎年度、定期的に公表する。 仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、その原因の究明と再発防止策を講じる。 【指標】 ○ 事務処理	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 迅速かつ適正な事務処理 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に提出された届出書等の処理を迅速に行う。 業務受託機関において、手続が長期化する主な要因は、届出書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することであることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 迅速かつ適正な事務処理 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に提出された届出書等の処理を迅速に行う。業務受託機関において、手続が長期化する主な要因は、届出書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することであることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・事務処理遅延等が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じたか。	<主要な業務実績> ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和6年度農業者年金新任者等業務研修会」（令和6年5月開催）や「令和6年度農業者年金専門業務研修会」（令和6年6月開催）（以下「専門研修会」という。）において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図るよう周知するための説明を行った。 また、都道府県段階の業務受託機関が主催する農業委員会及びJA担当者を集めた研修会においても制度説明の他、届出書等の記入方法や必要な添付書類の説明を行った。 ② 提出のあった届出書等に係る標準処理期間（30日）内の処理割合は、令和6年8月処理分及び令和7年2月処理分がいずれも100.00%となった。 ③ 標準処理期間内処理割合については、令和6年9月及び令和7年3月に基金ホームページで公表した。 【標準処理期間内処理割合】 (単位：件、%) <table border="1"><thead><tr><th>処理年月</th><th>処理件数(a)</th><th>期間内処理(b)</th><th>b/a</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和6年8月</td><td>166</td><td>166</td><td>100.00</td></tr><tr><td>令和7年2月</td><td>449</td><td>449</td><td>100.00</td></tr></tbody></table> ④ 全業務受託機関を対象にした事務処理状況調査を令和6年度は、令和6年9月2日～9月20日を調査実施期間として、事務処理遅延が発覚した場合は、「事務処理遅延報告書（速報）」を求め、10月17日までに「業務改善計画（再発防止策）」を提出するよう周知した。 今年度は、被保険者資格の適用及び保険料の収納関係の届出書等の遅延はなかった。	処理年月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	令和6年8月	166	166	100.00	令和7年2月	449	449	100.00	<評定と根拠> 評定：b 申出書等の処理状況の調査を年2回行い、調査した翌月にホームページで公表した。 令和6年8月処理分及び令和7年2月処理分のいずれも標準処理期間内処理の割合が100%となった。 また、業務受託機関での事務処理遅延が発生したが、届出者への説明対応、業務改善計画（再発防止策）の提出を求めた。 遅延していた届出書については、迅速に処理を行い、提出された業務改善計画を供覧した。 以上のことからb評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 標準処理期間内で申出書等の処理を実施するとともに、処理状況の調査を年2回実施しその結果を公表した。また、業務受託機関で発生した事務処理遅延について再発防止対策の効果検証をすることが望ましいものの、業務改善計画を提出させるなど再発防止策における取組は十分であることから、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
処理年月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a															
令和6年8月	166	166	100.00															
令和7年2月	449	449	100.00															

	<p>遅延等が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じたか。</p> <p>理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。</p> <p>これにより、提出された届出書等については、標準処理期間（基金が定める通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。</p> <p>なお、不備が判明した届出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な届出書等の提出が行われるよう指導する。</p> <p>仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明及び再発防止策を講じる。</p> <p>また、毎年度、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して原因の究明と</p>	<p>速化に努めます。</p> <p>これにより、提出された届出書等については、標準処理期間（基金が定める通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）内に処理することとし、届出書等の処理状況の調査を8月と2月を行い、その結果を翌月の9月と3月に公表します。</p> <p>なお、不備が判明した届出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な届出書等の提出が行われるよう指導します。</p> <p>仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じます。</p> <p>また、年1回、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して原因の究明と</p>	<p>⑤ 事務処理状況調査以外の期間で7業務受託機関13件の事務処理遅延が発覚した旨の報告があった。基金は当該業務受託機関に対して、届出者への説明・対応、「事務処理遅延報告書（速報）」及び「業務改善計画（再発防止策）」の提出を求めて原因究明と再発防止対策を行い、遅延していた届出書の処理を行った。</p>		
--	---	--	--	--	--

	再発防止策の報告を求める。	再発防止策の報告を求めます。																	
イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての被保険者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金被保険者資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。 また、特例保険料について、要件を満たしていない被保険者に適用されることを防止するため、特例保険料の申出時に加えて、定期的な確認が可能となるよう検討を進めます。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">○ 国民年金の被保険者記録との突合を年2回以上実施する。 (前中期目標期間実績: 年2回)○ 不整合者の占める割合を0.6%以下とする。 (前中期目標期間の平均値: 0.58%)	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての被保険者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金被保険者資格記録の確認を2回以上実施する。 不整合が確認された者に対しては、不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。 これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.6%以下とする。 また、特例保険料について、要件を満たしていない被保険者に適用されることを防止するため、特例保険料の申出時に加えて、毎年	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての被保険者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金被保険者資格記録の確認を年2回以上実施します。 不整合が確認された者に対しては、不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。	<p>＜主な定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不整合者の占める割合。 <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金被保険者記録と国民年金被保険者資格記録との突合の実施。 ・突合結果を踏まえた適正な管理。 <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突合を行ったか。 ・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との整合性を図るため、令和6年4月及び11月に全ての被保険者及び待期者を対象に両記録の突合を実施した。 　　この突合結果により、不整合となった被保険者等(以下「不整合者」という。)に係る記録確認リストを不整合者がいる業務受託機関へ送付し、必要な届出書等を速やかに提出するよう指導を依頼するとともに、基金からも不整合者に対して申出書等の提出を促すための通知を送付した。</p> <p>【不整合者の状況】 (単位:人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">突合年月</th> <th rowspan="2">突合対象者数</th> <th colspan="2">不整合者数【不整合者の割合】</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>6か月経過後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年4月</td> <td>68,637</td> <td>1,163【1.69】</td> <td>376【0.55】</td> </tr> <tr> <td>令和6年11月</td> <td>68,220</td> <td>944【1.38】</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>主な不整合事由が、国民年金付加保険料の記録がないことであることから、業務受託機関に対して、国民年金付加保険料納付の届出が必要であることを記載した「農業者年金に関する重要事項のご案内」(以下「重要事項」という。)について、新規加入申込者及び再加入申込者への説明及び配付を徹底するとともに、国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うよう依頼した。 　　また、加入申込書に業務受託機関が加入申込者に対して重要事項の説明及び配付を行ったことを確認する欄を設け、指導の徹底を図っている。</p> <p>② 政策支援加入している全ての被保険者を対象に、令和7年3月下旬に自己点検票を送付し自己点検を行ってもらった。 　　点検の結果、不整合であった場合には、速やかに届出書の提出を行うよう周知した。</p>	突合年月	突合対象者数	不整合者数【不整合者の割合】		当初	6か月経過後	令和6年4月	68,637	1,163【1.69】	376【0.55】	令和6年11月	68,220	944【1.38】	—	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定: b 　　被保険者資格記録の突合を年2回実施し、不整合者に対して必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう、①不整合者に係る記録確認リストの業務受託機関への送付、②不整合者に対する届出書等の提出を促すための通知の送付、③国民年金付加保険料納付の義務を記載した重要事項の説明・配付の徹底、④研修会等における周知、⑤従来の新規加入時に加えて、再加入時の重要事項の説明・配付の実施等、取組可能な働きかけを粘り強く行い、不整合者の占める割合が年度計画の目標である0.6%以下を下回り、かつ前中期目標期間の平均値0.58%も下回る0.55%となったことからb評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
突合年月	突合対象者数	不整合者数【不整合者の割合】																	
		当初	6か月経過後																
令和6年4月	68,637	1,163【1.69】	376【0.55】																
令和6年11月	68,220	944【1.38】	—																

	度1回確認を行う。	となっている被保険者に自己点検票を送付し、その結果、不該当であった際には必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。				
ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった被保険者について、当該被保険者を業務受託機関に提示し、継続加入の意向確認を行いながら、保険料の納付の指導等その原因に応じた措置を講じるとともに、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。 なお、近年の自然災害のリスクの高まりから、当該自然災害が発生した地域等の被保険者へ保険料の振替等の取扱いについて情報提供する。	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関において該当者への継続加入等の意向確認や相談対応を行うとともに、保険料の納付や必要な届出等の指導がなされるようにする。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにします。	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関において該当者への継続加入等の意向確認や相談対応を行うとともに、保険料の納付や必要な届出等の指導がなされるようにします。 また、12回継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、年2回、業務受託機関に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにします。	<主な定量的指標> 一 <その他の指標> ・口座振替不能者等のリストの送付及び指導依頼。 ・12回継続して口座振替不能者のリスト作成及び働きかけ依頼。 <評価の視点> ・業務受託機関へリストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。	<主要な業務実績> ① 每月、口座振替不能者（以下「振替不能者」という。）がいる業務受託機関にリストを送付し、当該業務受託機関から振替不能者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な届出書等の提出について指導するよう依頼している。 ② 12回継続した振替不能者については、口座振替停止の措置を講じた上で、該当者がいる業務受託機関へリストを送付し、当該業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、口座振替再開の手続き等について指導するよう依頼している。 なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回の段階で、該当者に対し振替の勧奨の通知を送付した。 さらに、振替停止となった後も届出書等が未提出の者がいる業務受託機関に対し令和6年9月と令和7年3月にリストを送付し、届出書等の提出の指導を依頼した。 ③ 自然災害が発生した際の保険料振替等の取扱いについては令和6年6月に被保険者に対して情報提供を行った。	<評定と根拠> 評定：b 毎月、振替不能者が発生したJAに対しリストを送付し、振替不能者への対応等を依頼した。 また、12回継続した振替不能者についても、業務受託機関にリストを送付し、該当者への対応等を依頼するとともに、該当者に対しても通知を送付し、今後の取扱いについて周知した。 さらに、連続振替不能5回及び10回の段階においても該当者に対してお知らせを送付し、働きかけを行ったことからb評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

	<p>なお、近年の自然災害のリスクの高まりから、自然災害が発生した際の保険料振替等の取扱いについて、毎年度、被保険者に対し情報提供する。</p>	<p>なお、近年の自然災害のリスクの高まりから、自然災害が発生した際の保険料振替等の取扱いについて、年1回、被保険者に対し情報提供します。</p>				
<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、被保険者資格の喪失や保険料額の変更等により還付すべき保険料について、迅速かつ確実に当該被保険者等に対し、還付処理を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 還付金の新たな還付方法を踏まえて、標準的な処理日数を定めたか。 ○ 標準的な処理日数を定めた年度の翌年度以降において、当該処理日数内に還付処理が終了したか。 ○ 当該処理日数内で処理できなかつた案件について、適切にその原因の究明とその対策を講じたか。 	<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、被保険者資格の喪失や保険料額の変更等により還付すべき保険料について、被保険者等から申出のあった還付方法により、迅速かつ確実に当該被保険者等に対し、還付処理を行う。 還付金の新たな還付方法（注）を踏まえて、標準的な処理日数を定める。 なお、当該処理日数内で処理ができなかつた場合は、その原因の究明と対策を講じる。 (注) 新たな還付方法とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条に基づく公的給付支給等口座情報の活用及び</p>	<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、被保険者資格の喪失や保険料額の変更等により還付すべき保険料について、被保険者等から申出のあった還付方法ごとに、以下の期間内で当該被保険者等に対し、還付処理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公金受取口座へ還付する場合は、マイナンバーによる情報連携後、1週間以内。 ・還付請求書の提出により還付する場合は、被保険者等からの請求後、1週間以内。 ・直接還付を希望した者に対し還付する場合は、還付発生月の末日から1週間以内。 <p>なお、当該処理日数で処理</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> - <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者等からの請求に基づき1週間内で処理しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>保険料の納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生した過大納付の保険料については、速やかに基金から被保険者等に対して還付金の発生通知及び請求書を送付した。</p> <p>また、公金受取口座への振込を希望した被保険者等には、マイナンバーによる情報連携後1週間以内に、その他の口座へ振込を希望した場合は、還付請求があつてから1週間以内に還付処理を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b 発生した過大納付保険料について、速やかに請求書等を送付し、請求があつたものについては還付方法ごとの期間内に還付処理を行つたことからb評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<p>評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>

	独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第386号)により改正された独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成15年政令第343号)第31条第3項等に基づく保険料の還付をいう。	きなかった場合は、その原因の究明と対策を講じます。																				
(2) 年金等の給付業務 ア 迅速かつ適正な事務処理 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況を、毎年度、定期的に公表する。 仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、その原因の究明と再発防止策を講じる。 【指標】 ○ 事務処理遅延等が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じたか。	(2) 年金等の給付業務 ア 迅速かつ適正な事務処理 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に提出された請求書等の処理を迅速に行う。 業務受託機関において、手続が長期化する主な要因は、請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することであることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。 これにより、提出された請求書等につい	(2) 年金等の給付業務 ア 迅速かつ適正な事務処理 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に提出された請求書等の処理を迅速に行う。業務受託機関において、手続が長期化する主な要因は、請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することであることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。 これにより、提出された請求書等につい	<主な定量的指標> - <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内に処理しているか。	<主要な業務実績> ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とした「令和6年度農業者年金新任者入門研修会」(令和6年4月開催)(以下「入門研修会」という。)、「令和6年度農業者年金業務担当者会議」(令和6年4月開催)(以下「担当者会議」という。)及び都道府県段階の業務受託機関主催の研修会において、年金制度や事務処理の注意点等を説明した。 ② 提出のあった年金裁定請求書等に係る標準処理期間(60日・75日)内の処理割合は、令和6年8月処理分が99.16%、令和7年2月処理分が99.88%であり、それぞれの結果を翌月(令和6年9月、令和7年3月)に基金ホームページで公表した。 【標準処理期間内処理割合】 (単位:件、%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理月</th><th>処理件数(a)</th><th>期間内処理(b)</th><th>b/a</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年8月</td><td>1,904</td><td>1,888</td><td>99.16</td></tr> <tr> <td>令和7年2月</td><td>2,443</td><td>2,440</td><td>99.88</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,347</td><td>4,328</td><td>99.56</td></tr> </tbody> </table> ③ 業務受託機関における事務処理遅延が頻発していることから年1回、全業務受託機関に対して事務処理状況調査を行っている。今年度は、令和6年9月2日から9月20日にかけて調査を行った結果、4業務受託機関5件(死亡関係4件、支給停止関係1件)の事務処理遅延が発覚したとの報告があった。 基金は当該業務受託機関に対して、届出者への説明・対応、「事務処理遅延報告書(速報)」及び「業務改善計画(再発防止策)」の提出を求めて原因究明と再発防止対策を行い、遅延していた届出書の処理を行った。 ④ 事務処理状況調査以外の期間で36業務受託機関57件(死亡関係43件、裁定関係12件、諸変更関係2件)の事務処理遅延が発覚したとの報告があった。 基金は当該業務受託機関に対して、届出者への説明・対応、	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	令和6年8月	1,904	1,888	99.16	令和7年2月	2,443	2,440	99.88	計	4,347	4,328	99.56	<評定と根拠> 評定: b 都道府県段階の業務受託機関が主催する研修会等において、農業者年金制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関における処理の迅速化に努めた結果、年金裁定請求書等の標準処理期間内の処理割合は、99.56%となった。また、定期的にこの結果を基金ホームページで公表した。 さらに、発生した事務処理遅延について、その原因を究明し再発防止策を講じたことから、取組は十分であり、b評定とした。	評定 b 年金裁定請求書等について標準処理期間内に処理するとともに、業務受託機関で発生した事務処理遅延について再発防止策の効果検証を望ましいものの、業務改善計画を提出させるなど再発防止策の取組は十分であることから、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																			
令和6年8月	1,904	1,888	99.16																			
令和7年2月	2,443	2,440	99.88																			
計	4,347	4,328	99.56																			

	<p>求書等については、標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。</p> <p>なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。</p> <p>仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じる。</p> <p>また、毎年度、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して原因の究明と再発防止策の報告を求める。</p>	<p>では、標準処理期間内に処理することとし、請求書等の処理状況の調査を8月と2月を行い、その結果を翌月の9月と3月に公表します。</p> <p>なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導します。</p> <p>仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じます。</p> <p>また、年1回、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して原因の究明と再発防止策の報告を求めます。</p>	<p>「事務処理遅延報告書（速報）」及び「業務改善計画（再発防止策）」の提出を求めて原因究明と再発防止対策を行い、遅延していた届出書の処理を行った。</p>			
イ 年金等の受給漏れの防止 年金を受給するための請求手続きを知らないなどの理由で、	イ 年金等の受給漏れの防止 新制度の農業者老齢年金については、60歳以上75歳未満の	イ 年金等の受給漏れの防止 新制度の農業者老齢年金については、60歳以上75歳未満の	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁定請求の勧奨。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 制度改正により令和4年4月から農業者老齢年金の受給開始時期の選択肢が拡大（65歳到達から65歳以上75歳未満の間で請求又は75歳到達に拡大。ただし、60歳以上で繰上げ請求が可能）したことを踏まえ、今年度60歳、62歳、64歳、66歳になる方を対象に、誕生日の1ヶ月前に案内ハガキ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>60歳以上の偶数歳の誕生日の1ヶ月前となる者に対しては情報提供を行い、65歳の誕生日の1ヶ月前になる者に対しては、裁定請求の勧奨を行つ</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>60歳以上の者への案内ハガキの送付、65歳になる者への裁定請求を勧奨する文書の送付等を行い、受給漏れを防止する注意喚起の取組を行なうとともに、年金が振込不能となった受給権</p>

<p>年金を受給することができないといった事態が生じないよう、年金を請求できる年齢に達した者に対して定期的に情報提供する。</p> <p>また、受給権が発生する 65 歳到達目前の者に対して裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく裁定請求を行うよう働きかけるとともに、66 歳を超えた未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。</p> <p>このほか、年金が振込不能となった受給権者や加入者の死亡による未支給年金及び死亡一時金の請求をしていないその遺族に対して、必要な手続を行うよう可能な限りの働きかけを行う。</p>	<p>15 年の間で受給開始時期を選択できることから、年金を請求できる者に対して 60 歳以降の偶数歳の誕生日の 1 ヶ月前にハガキによる情報提供を行う。</p> <p>また、旧制度の農業者老齢年金について受給権が発生する者等に対して、65 歳になる誕生日の 1 ヶ月前に、裁定請求手続の方法を案内する文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、遅滞なく裁定請求を行うよう働きかけを行います。</p> <p>さらに、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対して、6 月に文書を送付して裁定請求の勧奨等を行います。</p> <p>このほか、口座解約等により年金が振込不能となった受給権者や死亡届が提出されているにもかかわらず未支給年金及び死亡一時金を請求していないその遺族に対して、届出書等の提出を勧奨します。</p>	<p>15 年の間で受給開始時期を選択できることから、年金を請求できる者に対して 60 歳以降の偶数歳の誕生日の 1 ヶ月前にハガキによる情報提供を行います。</p> <p>また、旧制度の農業者老齢年金について受給権が発生する者等に対して、65 歳になる誕生日の 1 ヶ月前に、裁定請求手続の方法を案内する文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、遅滞なく裁定請求を行うよう働きかけを行います。</p> <p>さらに、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対して、6 月に文書を送付して裁定請求の勧奨等を行います。</p> <p>このほか、口座解約等により年金が振込不能となった受給権者や死亡届が提出されているにもかかわらず未支給年金及び死亡一時金を請求していないその遺族に対して、届出書等の提出を勧奨します。</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に裁定請求の勧奨を計画のとおり実施しているか。 	<p>を送付した。</p> <p>【60 歳以降 1 年おきの案内ハガキ送付実績】 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th><th>4 月</th><th>5 月</th><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60 歳・62 歳・64 歳・66 歳</td><td>499 10 月 530</td><td>417 11 月 637</td><td>488 12 月 792</td><td>485 1 月 738</td><td>497 2 月 756</td><td>492 3 月 667</td><td>6,998</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td></tr> </tbody> </table> <p>② 年金等の受給漏れが発生しないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者に対して、65 歳になる誕生日の 1 ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。</p> <p>【間もなく受給権が発生する者 (65 歳到達 1 ヶ月前) 等に対する勧奨文書の送付実績】 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>4 月</th><th>5 月</th><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65 歳到達 1 ヶ月前の者</td><td>新制度 計</td><td>179 380</td><td>158 325</td><td>146 312</td><td>152 305</td><td>182 366</td><td>164 336</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>旧制度</td><td>201</td><td>167</td><td>166</td><td>153</td><td>184</td><td>172</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>区分</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td><td>計</td></tr> <tr> <td>65 歳到達 1 ヶ月前の者</td><td>新制度 計</td><td>181 347</td><td>216 409</td><td>281 556</td><td>225 473</td><td>252 492</td><td>199 418</td><td>2,335 4,719</td></tr> <tr> <td></td><td>旧制度</td><td>166</td><td>193</td><td>275</td><td>248</td><td>240</td><td>219</td><td>2,384</td></tr> </tbody> </table> <p>③ 65 歳を超えても裁定請求を行っていない者 896 人(旧制度 766 人、新制度 130 人)に対して、令和 6 年 6 月に勧奨状を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。</p> <p>④ 口座解約等により年金が振込不能となった受給権者や死亡届が提出されているにもかかわらず未支給年金及び死亡一時金を請求していないその遺族がいる業務受託機関に対し令和 6 年 8 月に関係リストを送付し、当該業務受託機関から対象者に対して、届出書等の提出勧奨を依頼した。</p>	対象年齢	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		60 歳・62 歳・64 歳・66 歳	499 10 月 530	417 11 月 637	488 12 月 792	485 1 月 738	497 2 月 756	492 3 月 667	6,998								計	区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度 計	179 380	158 325	146 312	152 305	182 366	164 336			旧制度	201	167	166	153	184	172			区分	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度 計	181 347	216 409	281 556	225 473	252 492	199 418	2,335 4,719		旧制度	166	193	275	248	240	219	2,384	<p>て速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。</p> <p>また、65 歳を超えても裁定請求を行っていない者に対して、勧奨状を送付し、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。その結果、新制度の農業者老齢年金の未裁定者が、令和 6 年度当初 130 名であったものが、32 名減少して 98 名となった。</p> <p>さらに、年金が振込不能となった受給権者や加入者の死亡による未支給年金及び死亡一時金を請求していないその遺族に対して、必要な手続を行うよう働きかけを行った。</p> <p>以上のとおり、取組は十分であり、b 評定とした。</p>	<p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
対象年齢	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																																																																													
60 歳・62 歳・64 歳・66 歳	499 10 月 530	417 11 月 637	488 12 月 792	485 1 月 738	497 2 月 756	492 3 月 667	6,998																																																																												
							計																																																																												
区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																																																																													
65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度 計	179 380	158 325	146 312	152 305	182 366	164 336																																																																												
	旧制度	201	167	166	153	184	172																																																																												
	区分	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計																																																																											
65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度 計	181 347	216 409	281 556	225 473	252 492	199 418	2,335 4,719																																																																											
	旧制度	166	193	275	248	240	219	2,384																																																																											

	対して、届出書等の提出を勧奨する。																																																													
ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、支給停止事由該当の有無や生存の確認を定期的に行い、支給停止事由に該当する疑いのある者及び死亡の疑いのある者の関係者に対して、必要な届出書の提出の指導等を行うとともに年金給付を一時差し止めることを防止する取組を行う。	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、現況の確認が必要な受給権者に対し現況届を送付して、その提出を求め、支給停止事由該当の有無や生存の確認を行っている。 現況届の未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を差し止める。 また、国民年金の受給権者情報の確認等を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。 なお、支給停止事由該当や死亡が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。 これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者に対	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 現況の確認が必要な受給権者に対し5月末に現況届を送付して、その提出を求め、支給停止事由該当の有無や生存の確認を行っています。 現況届の未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を11月支払分より差し止める。 また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留するとともに、一覧表を農業委員会へ送付し、死亡が確認された場合の死亡関係届出書等の提出の勧奨を依頼します。 なお、支給停止事由該当や死亡が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>－</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>－</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者に対して、現況届を送付し、受給資格の確認を行っているか。 ・経営移譲年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者を突合し、適切な年金給付を行っているか。 ・国民年金の受給権者情報から死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留し、農業委員会に死亡届等の提出の勧奨を行ったか。 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>① 適切な年金給付のため、受給権者に対して令和6年5月末に現況届を送付し、受給資格（生存、経営再開等がないこと）の確認を行った。</p> <p>　なお、現況届未提出の防止及び受給資格の確認に資するため、現況届未提出者一覧を該当者のいる農業委員会へ送付し、現況届の提出の勧奨及び未提出となっている理由の確認等を依頼した。</p> <p>　それでもなお現況届が未提出の受給権者については、令和6年11月以降の年金の支払いを差し止めた。</p> <p>【現況届関係処理実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>現況届送付</td> <td>209,539人</td> </tr> <tr> <td>現況届等の提出者</td> <td>208,554人</td> </tr> <tr> <td>現況届の未提出者（注1）</td> <td>985人</td> </tr> <tr> <td>未提出者一覧の送付（注2）</td> <td>1,171農業委員会</td> </tr> </table> <p>（注1）現況届の未提出者数は、令和7年3月末日時点。</p> <p>（注2）未提出者一覧の送付農業委員会数は、当該一覧の送付時点（令和6年8月22日）</p> <p>② 令和6年度の現況届の対象となる経営移譲年金等受給権者と、令和5年度経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行い、該当した23名を現況届の再確認該当者一覧に取りまとめ、該当者のいる農業委員会に送付し、農業委員会において、経営移譲年金等の受給要件を満たしているかどうかの確認を行った。（令和7年3月末日現在：支給停止該当2名、確認中0名、錯誤等21名）</p> <p>③ 毎月、国民年金の受給権者情報の確認を行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届等の提出の勧奨を依頼した。</p> <p>【国民年金の受給権者情報の確認】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払保留人数（死亡疑等）</td> <td>289</td> <td>319</td> <td>329</td> <td>254</td> <td>210</td> <td>189</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認依頼農業委員会</td> <td>213</td> <td>233</td> <td>247</td> <td>199</td> <td>161</td> <td>146</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>支払保留人数（死亡疑等）</td> <td>288</td> <td>263</td> <td>288</td> <td>295</td> <td>278</td> <td>300</td> <td>3,302</td> </tr> <tr> <td>確認依頼農業委員会</td> <td>206</td> <td>189</td> <td>218</td> <td>227</td> <td>215</td> <td>213</td> <td>2,467</td> </tr> </tbody> </table>	現況届送付	209,539人	現況届等の提出者	208,554人	現況届の未提出者（注1）	985人	未提出者一覧の送付（注2）	1,171農業委員会		4月	5月	6月	7月	8月	9月		支払保留人数（死亡疑等）	289	319	329	254	210	189		確認依頼農業委員会	213	233	247	199	161	146			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	支払保留人数（死亡疑等）	288	263	288	295	278	300	3,302	確認依頼農業委員会	206	189	218	227	215	213	2,467	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：b</p> <p>受給権者に対する現況届の送付による受給資格の確認、現況届未提出による差止者の調査、経営移譲年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者の突合、国民年金の受給権者情報（死亡情報）の確認を行うなど、適切な年金給付に努めたことから、取組は十分であり、b評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
現況届送付	209,539人																																																													
現況届等の提出者	208,554人																																																													
現況届の未提出者（注1）	985人																																																													
未提出者一覧の送付（注2）	1,171農業委員会																																																													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																								
支払保留人数（死亡疑等）	289	319	329	254	210	189																																																								
確認依頼農業委員会	213	233	247	199	161	146																																																								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																							
支払保留人数（死亡疑等）	288	263	288	295	278	300	3,302																																																							
確認依頼農業委員会	206	189	218	227	215	213	2,467																																																							

		し、長期にわたり年金が給付されることを防止する。	務を適確に処理します。 これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者に対し、長期にわたり年金が給付されることを防止します。			
エ 源泉徴収事務の適切な実施 今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれるため、徴収漏れ等がないよう源泉徴収に係る事務を適正に処理する。	エ 源泉徴収事務の適切な実施 所得税等の源泉徴収漏れ等がないよう、税制改正等も踏まえ、事務処理フロー及び扶養親族等申告書等の関係書類の見直しを行い、源泉徴収に係る事務を適正に処理します。	エ 源泉徴収事務の適切な実施 所得税等の源泉徴収漏れ等がないよう、税制改正等も踏まえ、事務処理フロー及び扶養親族等申告書等の関係書類の見直しを行い、11月に扶養親族等申告書を対象者に送付し、源泉徴収に係る事務を適正に処理します。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・該当者へ扶養親族等申告書等を送付し適正に処理を行ったか。	<主要な業務実績> 所得税等の源泉徴収漏れ等がないよう、税制改正等も踏まえ、事務処理フロー及び扶養親族等申告書等の関係書類の見直しを行い、令和6年11月に扶養親族等申告書を対象者に送付した。	<評定と根拠> 評定：b 該当者へ扶養親族等申告書等を送付し適正に処理を行ったことから、取組は十分であり、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2	年金資産の安全かつ効率的な運用							
当該項目の重要度、困難度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー		003217			
2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	予算額（千円）		100,533	104,643				
	決算額（千円）		99,539	102,878				
	経常費用（千円）		4,439,041	9,561,160				
	経常利益（千円）		23,384,833	△7,391,389				
	行政コスト（千円）		4,439,041	9,561,162				
	従事人員数		7.14	7.14				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																				
				業務実績	自己評価																					
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用			A	評定 A 5つの小項目のうち 2 項目が a 評価、3 項目が b 評価であったが、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評定 ※3 点(a)×3/9+3 点(a)×2/9+2 点(b)×2/9+2 点(b)×1/9×2 項目=2.56 点 2.5 点以上 3.5 点未満：A																				
年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び死亡一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額等や年金財政に直接影響を及ぼすものであることから、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。 (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、独立行政法人農業者年金基金業務方法書における年金給付等準備金の運用に関する基本方針（以下「運用基本方針」という。）に定める政策アセツトミクスにより	(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、独立行政法人農業者年金基金業務方法書における年金給付等準備金の運用に関する基本方針（以下「運用基本方針」という。）に定める政策アセツトミクスにより	(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、独立行政法人農業者年金基金業務方法書における年金給付等準備金の運用に関する基本方針（以下「運用基本方針」という。）に定める政策アセツトミクスにより	<主な定量的指標> - <その他の指標> ・安全かつ効率的な管理・運用。 <評価の視点> ・年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。	<主要な業務実績> 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の管理・運用を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」（以下「運用基本方針」という。）に基づき、年金資産を①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、運用基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおり安全かつ効率的に運用を行った。 ① 被保険者ポートフォリオ ・ 運用基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式による運用を行った（令和7年3月末残高 2,904 億円（自家運用 699 億円、外部委託運用 2,205 億円））。 ・ 国内債券のうち自家運用部分については、令和6年12月10日に開催した令和6年度第2回資金運用委員会において、長期的な総合収益の確保を前提としつつ、運用利回り及びESG投資の持続的な確保に資するよう、信用格付の状況等を踏まえ、令和7年度から、地方債及び財投機関債等の債券種別ごとの保有上限額を撤廃し、購入対象とする発行体の拡充を行うことについて了承を得た。 ・ 令和6年度における外部委託分の各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率は以下のとおりであった。 (単位：%) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>収益率 (A)</th><th>ベンチマークの収益率 (B)</th><th>乖離 (A - B)</th></tr></thead><tbody><tr><td>国内債券</td><td>▲4.74</td><td>▲4.73</td><td>▲0.01</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>▲1.60</td><td>▲1.55</td><td>▲0.05</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>▲0.88</td><td>▲0.91</td><td>0.03</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>6.72</td><td>6.82</td><td>▲0.10</td></tr></tbody></table> ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。 ② 受給権者ポートフォリオ 運用基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。 (令和7年3月末残高 1,098 億円（全額自家運用）) ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 運用基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (令和7年3月末残高 137 億円)		収益率 (A)	ベンチマークの収益率 (B)	乖離 (A - B)	国内債券	▲4.74	▲4.73	▲0.01	国内株式	▲1.60	▲1.55	▲0.05	外国債券	▲0.88	▲0.91	0.03	外国株式	6.72	6.82	▲0.10	<評定と根拠> 評定：a 運用基本方針に基づき、安全かつ効率的に運用を行った。 また、国内債券のうち自家運用部分については、長期的な総合収益の確保を前提としつつ、運用利回り及びESG投資の持続的な確保に資するよう、信用格付の状況等を踏まえ、令和7年度から、地方債及び財投機関債等の債券種別ごとの保有上限額を撤廃し、購入対象とする発行体の拡充を行うこととした。 これらのことから、a 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 a 「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的に年金資産の管理・運用を年度計画どおり着実に実施していることに加え、地方債及び財投機関債等の債券種別の保有上限額を撤廃し、購入可能な発行体を拡充することについて検討し、資金運用委員会（令和6年12月開催）において了承が得られ実現に至るなど、「安全かつ効率的な管理・運用」という目標に対して、取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があったことから自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。
	収益率 (A)	ベンチマークの収益率 (B)	乖離 (A - B)																							
国内債券	▲4.74	▲4.73	▲0.01																							
国内株式	▲1.60	▲1.55	▲0.05																							
外国債券	▲0.88	▲0.91	0.03																							
外国株式	6.72	6.82	▲0.10																							

<p>る分散投資を行うとともに、運用基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率の確保。 	<p>政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、運用基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p> <p>被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率が確保できるよう努めます。</p>	<p>トミクス(年金資産の構成割合)による分散投資を行うとともに、運用基本方針に基づき安全かつ効率的に行います。</p> <p>被保険者ポートフォリオの外部委託分については、原則として、各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率との乖離を一定の範囲に収めるよう努めます。</p>	<p>④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 運用基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (令和7年3月末残高 61億円)</p>		
<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング</p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング</p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング</p> <p>外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> － <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用状況及び運用結果の評価・分析。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金運用委員会及び経営管理会議で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。 <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和6年6月20日に開催した令和6年度第1回資金運用委員会において、令和5年度通期の運用状況の報告及び運用結果の評価・分析等を行った。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。令和5年度第4四半期末の資産の構成割合については外国株式が乖離許容幅を超えていたが、令和6年4月に政策アセットミクスの変更を行ったことから、リバランスは行わなかった。令和6年度第1四半期末、第2四半期末及び第3四半期末の資産の構成割合は政策アセットミクスの乖離許容幅の範囲内に収まっていたため、リバランスを行わなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>資金運用委員会において、令和5年度通期の運用状況及び運用結果の評価・分析等を行った。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況の評価・分析等のモニタリングを行った。</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(3) 政策アセットミクスの検証・見直し</p> <p>政策アセット</p>	<p>(3) 政策アセットミクスの検証・見直し</p> <p>最新の資産</p>	<p>(3) 政策アセットミクスの検証・見直し</p> <p>最新の資産</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> － <p><その他の指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価上昇に対応するとともに、引き続き安定的に資産運用を行うため、資金運用委員会の了承及び農林水産大臣の認可を得て、令和6年4月から、被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更を下表の 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>物価上昇に対応するとともに、引き続き安定的に資産運用を行</p>

<p>トミクスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>トミクスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>運用環境を踏まえ、資金運用委員会で政策アセットミクスの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じ見直しを行っているか。 	<p>とおり行つた。</p> <p>○政策アセットミクス</p> <table border="1" data-bbox="1232 428 2099 579"> <thead> <tr> <th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td><td>56%</td><td>12%</td><td>20%</td><td>12%</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>50%</td><td>15%</td><td>20%</td><td>15%</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年6月20日に開催した令和6年度第1回資金運用委員会において、被保険者ポートフォリオについて、複数の経済見通し等を用いて政策アセットミクスの検証を行い、現行の被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの運用の効率性は維持されており、現時点においては見直しは行わないことを了承された。 		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	変更前	56%	12%	20%	12%	変更後	50%	15%	20%	15%	<p>うため、政策アセットミクスの変更を行うとともに、資金運用委員会で複数の経済見通し等を用いて政策アセットミクスの検証を行つたことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																
変更前	56%	12%	20%	12%																
変更後	50%	15%	20%	15%																
<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の運用状況等について、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。</p> <p>また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、被保険者等に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の被保険者等に係る運用結果を通知する。</p> <p>また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、被保険者等に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の被保険者等に係る運用結果を通知する。</p> <p>また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ令和6年6月24日、同年8月9日、同年11月15日及び令和7年2月21日にホームページで公表した。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 ・加入者に対する運用結果の通知。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針の公表。 ・外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 ・資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 ・加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針を公表しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度、令和6年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ令和6年6月24日、同年8月9日、同年11月15日及び令和7年2月21日にホームページで公表した。 ・全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る令和5年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を令和6年6月24日付けで通知するとともに、通知の趣旨等について、ホームページに掲載した。当該通知に当たっては、二次元コードの活用や紙面構成の工夫による軽量化を図るとともに、業務受託機関への送付を郵送からメールに変更し、経費を抑制した。 ・運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者等に対して、運用結果を通知した。</p> <p>また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称等をホームページで公表するなど情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図つたことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<p>評定 b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>															

		保を図ります。	・外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。		
(5) スチュワードシップ責任を果たすための活動及び ESG を考慮した投資 被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その際には非財務的要素である ESG (環境、社会、ガバナンス) も考慮する。また、その活動状況について、毎年度、公表する。 なお、被保険者等の年金資産に係る長期的な総合収益の確保を前提とし、実務上の課題を踏まえ、ESG 投資を検討する。	(5) スチュワードシップ責任を果たすための活動及び ESG を考慮した投資 被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その際には非財務的要素である ESG (環境、社会、ガバナンス) も考慮する。また、その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。 なお、被保険者等の年金資産に係る長期的な総合収益の確保を前提とし、実務上の課題を踏まえ、ESG 投資を検討します。	(5) スチュワードシップ責任を果たすための活動及び ESG を考慮した投資 被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行う。	<主要な業務実績> - <その他の指標> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行う。 <評価の視点> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行っているか。	<評定と根拠> 評定：a 基金及び運用受託機関においてスチュワードシップ活動を実施するとともに、その活動について、株主議決権行使の結果を含め、ホームページで公表した。 また、国内債券の自家運用において、ESG 債の購入を行い、投資表明を行った。 さらに、長期的な総合収益の確保を前提としつつ、運用利回り及び ESG 投資の持続的な確保に資するよう、信用格付の状況等を踏まえ、令和7年度から、地方債及び財投機関債等の債券種別ごとの保有上限額を撤廃し、購入対象とする発行体の拡充を行うこととともに、アセットオーナー・プリンシブルの受け入れの旨を表明（令和6年12月25日）するなど、実務上の課題を踏まえた ESG 投資の検討に留まらず、新たな取組を行っている。このことから、目標に対して取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつたことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 a 年度計画に規定した、ESG も考慮してスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況等についてホームページで公表するなど取組は十分であり、かつ、持続的な ESG 投資に資することになる地方債等の保有上限額を撤廃し、購入可能な発行体を拡充できるようにするとともに、アセットオーナー・プリンシブルの受け入れの旨を表明（令和6年12月25日）するなど、実務上の課題を踏まえた ESG 投資の検討に留まらず、新たな取組を行っている。このことから、目標に対して取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつたことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－3	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	003217

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
若い新規加入者の確保	令和9年度末までに5,500人以上確保		1,202人	1,286人				予算額（千円）	747,436	732,977			
女性の新規加入者の確保	令和9年度末までに3,400人以上確保		705人	831人				決算額（千円）	745,590	730,797			
								経常費用（千円）	748,030	733,717			
								経常利益（千円）	14,080	10,778			
								行政コスト（千円）	748,030	733,718			
								従事人員数	3.23	3.73			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実			A	評定 A 5つの小項目のうち、4項目がa評定、1項目がb評定であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評定 ※3点(a)×5/12+3点(a)×3/12+3点(a)×2/12+3点(a)×1/12+2点(b)×1/12=2.92点 2.5点以上3.5点未満：A
農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標の達成に向けて取り組む。						
(1) 若い農業者の加入の拡大 我が国の経	(1) 若い農業者の加入の拡大 新規就農者	(1) 若い農業者の加入の拡大 若い農業者	<主な定量的指標> － <その他の指標>	<主要な業務実績> 近年の豪雨・豪雪・記録的猛暑等の各種自然災害の発生及び歴史的な物価高騰などにより、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であった。 このような状況下、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末ま	<評定と根拠> 評定：a 令和6年度の若い農業者の新規加入者数は前年度実績を上回る	評定 a 令和5年度に実施したアンケート結果による若手の新規加入者の分

<p>社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担つていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間終了時までに、新たに農業者年金に加入した者の中、20歳以上39歳以下の者（以下「若い新規加入者」という。）を5,500人以上確保する。 ○若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等を分析し、実効性のある加入促進策を推進したか。 ○予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行う。 	<p>など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末までに、若い新規加入者を5,500人以上確保することを目指して、若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等を分析し、実効性のある加入促進策を推進していく。</p> <p>また、予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行う。</p>	<p>に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末までに、若い新規加入者を5,500人以上確保することを目指して、若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等を分析し、実効性のある加入促進策を推進を行ったか。</p>	<p>－</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別ごとの新規加入状況等を分析し、実効性のある加入促進策の推進を行ったか。 <p>で若い新規加入者を5,500人以上確保するため、これまでの農業委員会系統組織及びJA系統組織による戸別訪問等の加入推進に加え、新たにオンラインセミナーやYouTube動画配信等のデジタル技術も活用した情報発信等にも努めた結果、令和6年度における若い農業者の新規加入者数については、1,286人（前年同期比84人増）となった。活動の成果の発揮に加えて一部農産物価格上昇の影響もあったと考えられる。</p> <p>なお、新規加入状況について、令和5年度新規加入者を対象としたアンケートの回答を分析した結果、若い農業者や女性農業者の特徴は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「農業者年金基金に関する広告でご覧になったもの」については、「ポスター、チラシ、広報誌」が全体的に高い回答割合であったものの年代により大きな差はなく、女性では「市町村掲示のポスター、チラシ」について平均を下回る回答割合であった。 (2) 「加入のきっかけ」については、「家族からの勧め」が20代及び30代、女性において高い割合となる一方で、「戸別訪問」については女性において平均を下回る回答割合であった。 (3) 「農業者年金の魅力」については、「税制優遇」は20代において回答割合が平均を下回る一方、「積立方式」及び「保険料補助」については平均よりも高い回答割合となっている。なお、「税制優遇」「積立方式」「終身年金」において、男女間での大きな回答割合の差はみられなかった。 (4) 「農業者年金の認知度」については、20代は平均よりも下回る回答割合となっている。なお、男女間では女性の方が本制度に係る認知度は低く、この傾向は就農時期（0～2年前、3～5年前、6年以上前）においても同様であった。 (5) 「農業者年金を知っていてこれまで加入しなかった理由」については、「詳しい説明を聞く機会がなかった」は20代において平均を若干下回る一方、女性においては平均を上回り、また、「年齢的にまだ加入しなくて良いと思っていた」については、20代が平均を上回る回答割合であった。 (6) 「政策支援加入しなかった理由」については、20代及び30代において「保険料の額を自由に決めることができない」、「後継者に経営継承できるか分からない」が平均よりも高い割合となり、「政策支援加入の要件を満たしていない」については、女性の回答割合が高かった。 <p>以上のような分析結果を踏まえ、都道府県業務受託機関等に対して過去に作成した加入推進記録簿を活用しつつ、農業委員会やJA等における戸別訪問を引き続き推進し、併せて効果の期待できる既加入者等を通じた配偶者や後継者への働きかけなど家族からの勧めを推進するよう要請した。加えて本制度の認知度向上を図りつつ、保険料補助を含めた農業者年金のメリットなどについて若い農業者の集会の場の活用拡大や基金において初めて農業者等を対象とするオンラインセミナーを開催するなど多くの場面を活用しつつ、発信していく取組を強化したところである。</p>	<p>1,286人となり、5年間の中期目標期間の新規加入目標数の単年度当たり（1／5）に相当する1,100人を上回る約117%の達成率となつた。</p> <p>また、令和5年度の実績（1,202人）と合わせると2,488人の加入実績となっており、2年連続で上記の1,100人を上回ることで、令和9年度末までに5,500人以上確保する目標に対し約45%の進捗率となるとともに、5年間の中期目標期間の新規加入者目標数の2年度当たり（2／5）に相当する2,200人を上回り、約113%の達成率となっている。加入推進活動に係る新たな取組を踏まえ、目標を上回る成果があつたことからa評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<p>析・検証を踏まえたこれまで加入推進の見直し（保険料補助を含めた農業者年金のメリットなどについて若手の農業者の集会の場の活用拡大等）、新たにオンラインセミナーやYouTube動画配信等のデジタル技術も活用した情報発信に取り組んだ結果、令和9年度末までに20歳以上39歳以下の若い農業者の新規加入者を5,500人以上確保する目標に対し、当該目標数の単年度当たりに相当する1,100人を上回る117%の1,286人の加入実績（前年度実績1,202人）、令和6年度末の進捗率は約45%となるなど、難易度「高」に区分している本項目について目標を上回る成果が得られたことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。</p>
---	--	---	----------	--	--	--

<p>ない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行ったか。</p> <p>＜目標水準の考え方＞</p> <p>20歳以上 39歳以下の基幹的農業従事者数は、過去5年間（平成29年から令和3年までの期間をいう。以下同じ。）で約16%減少しており、さらに国年第一号被保険者全体の保険料免除者等も年々増加傾向にあり令和3年度は約46%となっている。</p> <p>このように、加入対象者が減少傾向にあるため、過去5年間の若い新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保することを目標とした。</p>					
<p>(2) 女性農業者の加入の拡大</p> <p>女性農業者は基幹的農業従事者の4割(2020年農林業センサス)を占め、農業や地</p>	<p>(2) 女性農業者の加入の拡大</p> <p>女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性の新規加</p>	<p>(2) 女性農業者の加入の拡大</p> <p>女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性の新規加</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>－</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>－</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性新規加入者の状況の分析を行ったか。 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>近年の豪雨・豪雪・記録的猛暑等の各種自然災害及び歴史的な物価高騰などにより、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であった。</p> <p>このような状況下、女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末までに女性新規加入者を3,400人以上確保するため、これまでの農業委員会系統組織及びJA系統組織による戸別訪問等の加入推進に加え、新たにオンラインセミナーやYouTube動画配信等のデジタル技術も活用した情報発信にも努めるとともに、女性農業委員等を対象とした研修会を全国各地で行った結果、令和6年度における女性農業者の新規加入者数については、831人（前年同期比126人増）となった。活動の成果の発揮に加えて一部農産物価格上昇の影響もあったものと考える。</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：a</p> <p>令和6年度の女性の新規加入者数は前年度実績を上回る831人となっており、5年間の中期目標期間の新規加入目標数の単年度当たり（1／5）に相当する680人を上回る約122%の達成率となった。</p> <p>また、令和5年度の実績(705人)と合わせると1,536人の加入実績</p>

<p>域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしている。</p> <p>このため、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間において、女性の新規加入者を3,400人以上確保する。 ○ 予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行ったか。 <p><目標水準の考え方></p> <p>女性の基幹的農業従事者数は、過去5年間で約21%減少しており、さら</p>	<p>農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、令和9年度末までに女性の新規加入者を3,400人以上確保する。</p> <p>当該目標の達成を目指して、女性の新規加入者の状況を分析し、予測し難い外部要因により、女性の新規加入者の状況を分析し、予測し難い外部要因により、目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行う。</p>	<p>入者を3,400人以上確保することを目指して、女性の新規加入者の状況を分析し、予測し難い外部要因により、女性の新規加入者の状況を分析し、予測し難い外部要因により、目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行う。</p>	<p>なお、女性の新規加入者に係る令和5年度新規加入者を対象としたアンケートの回答の分析については、「Iの3の(1)若い農業者の加入の拡大」に記載したとおりであり、「農業者年金の魅力」については女性においても「税制優遇」「積立方式」「終身年金」について高い回答割合であるほか、以下の特徴があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会事務局への接触機会が男性に比べ少ない。 ・加入のきっかけについて、「家族からの勧め」の回答割合は平均より高いが、戸別訪問の割合は低い。 ・農業者年金の認知度や制度について詳しい説明を聞く機会は男性よりも低く少ない状況にある。 <p>また、農業者年金広報誌『のうねん』の加入者の声の記事などからは、女性は老後の生活の意識や、税制面に対しても強い関心があることが推測される。</p> <p>こうした分析結果を踏まえ、令和6年度については、各都道府県の女性農業者ネットワーク組織主催の女性向け研修会において、基金の役職員が講師となり農業者年金制度をテーマとして説明会を設ける等、都道府県業務受託機関に対し、女性農業者における本制度の認知度の向上や理解の促進を図るため、女性農業者が集う会合等において、農業者年金のメリットを説明する女性向け研修会の開催を要請して実施してもらうなどの加入推進を強化する対策を講じた。また、都道府県業務受託機関等に対して、若い農業者と同様に戸別訪問を引き続き推進し、効果の期待できる既加入者等を通じた配偶者や後継者への働きかけなど家族からの勧めを推進するよう要請を行ったところである。</p>	<p>となっており、2年連続で上記の680人を上回ることで、令和9年度末までに3,400人以上確保する目標に対し約45%の進捗率となるとともに、5年間の中期目標期間の新規加入者目標数の2年度当たり(2/5)に相当する1,360人を上回り、約113%の達成率となっている。</p> <p>加入推進活動に係る新たな取組を踏まえ、目標を上回る成果があったことからa評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<p>組んだ。</p> <p>その結果、令和9年度末までに女性農業者の新規加入者を3,400人以上確保する目標に対し、当該目標数の単年度当たりに相当する680人を上回る122%の831人の加入実績(前年度実績705人)、令和6年度末の進捗率は約45%となるなど、難易度「高」に区分している本項目について目標を上回る成果が得られたことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。</p>
--	---	--	---	--	--

<p>に国年第一号被保険者全体の保険料免除者等も年々増加傾向にあり、令和3年度は約46%となっている。</p> <p>このように、加入対象者が減少傾向にあるため、過去5年間の女性における新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保することを目標とした。</p>				
<p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p>(1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。</p> <p>このため、基金は、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する研修会を開催する。</p>	<p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p>(1) 及び(2)に掲げた目標を達成に向けて、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組むため、加入推進の取組に関する方針を定め、業務受託機関の担当者会議等において、年1回以上当該取組方針の周知徹底を図るとともに、加入推進を担う者を対象とする研修会を開催する。</p>	<p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p>—</p> <p>上記(1)及び(2)に掲げた目標の達成に向けて、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組むため、加入推進の取組に関する方針を定め、業務受託機関の担当者会議等において、年1回以上当該取組方針の周知徹底を図るとともに、加入推進を担う者を対象とする研修会を開催する。</p> <p>・若い農業者及び女</p> <p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況 ・加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、加入推進の取組に関する方針を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にしたか。 ・また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ったか。 <p>ウ 都道府県毎に新規加入者数の目標を設定し、進捗管理を行い、毎月、都道府県毎の新規</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>上記(1)及び(2)の目標達成に向けて</p> <p>ア 「令和6年度における農業者年金加入推進の取組方針」(以下「取組方針」という。)を定め、令和6年4月1日付けで各業務受託機関に発出し、令和6年4月に開催した担当者会議で改めて、目標達成に向けて取組方針の周知徹底を図った。</p> <p>取組方針の制定に当たっては、更に効率的かつ効果的に制度PRを行うため、「デジタル技術も活用したセミナー等を開催」する旨を追加するとともに、農林水産省から各地方農政局長経由で全都道府県に通知された「農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼について」(令和5年6月13日付け農林水産省経営局長通知)について全国の各業務受託機関に対して改めて周知徹底を図った。</p> <p>同通知の趣旨を踏まえつつ、第5期中期目標及び同中期計画に基づく加入推進等について農業内外の関係機関・団体等との連携強化をはじめ、裾野の広い取組が図られるよう、改めて協力要請を行った。</p> <p>イ 加入推進活動のリーダーを対象とする加入推進特別研修会については、前年度(令和5年度)に全国的に農業委員の改選が行われたことから、参考範囲として同年度に新たに農業委員や女性農業委員となった方をはじめ、農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者のほか、税理士、ファイナンシャルプランナー及び社会保険労務士など制度の普及効果が期待できる者にも幅広く声かけを行った。</p> <p>また、当該研修会については、制度説明用の動画及び加入推進の具体的な取組等を解説した実践動画の上映を研修項目の必須とし、各県で研修項目の統一化を図ることにより、地域によって知識等に偏りが出ないよう工夫することに加え、基金からの加入推進事例等の情報提供のほか、各県段階の業務受託機関による加入推進活動計画の説明や各県の課題等に応じて社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー等の外部専門家からの講演も行った。</p> <p>ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況に係る格差縮小に向けて、進捗管理を行うとともに、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：a</p> <p>以下のとおり、取組方針等の周知や各種研修会を着実に進めた。</p> <p>ア 市町村・都道府県・全国の各段階の業務受託機関により、若い農業者や女性農業者に対して重点的に加入推進を図ることを明確にした取組方針を定めた。</p> <p>また、業務受託機関に対する担当者会議の場において、取組方針を説明し、周知徹底に取り組んだ。</p> <p>イ 「加入推進特別研修会」について、Web併用のハイブリット方式を取り入れるなど効率化を意識し開催手法を工夫しながら着実に研修会を実施し、制度改正の内容を含めた制度説明用の動画及び加入推進実践動画を必ず視聴するなど理解増進や加入推進活動の推進に取り組んだ。</p> <p>ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況に係る格差縮小に向けて、進捗管理を行うとともに、</p> <p>評定 a</p> <p>年度計画の取組に加え、オンラインセミナーの開催、加入推進特別研修会については、業務受託機関である農業協同組合及び農業委員会の担当者だけでなく、税理士、ファイナンシャルプランナー及び社会保険労務士など農業者年金制度の普及効果ができる専門家の参加を促した。また、新規加入者が増減した業務受託機関について、その要因等を調査するアンケートを実施し、取りまとめ及び分析を行った上で各業務受託機関に提供を行うとともに、特別対策地域(若者及び女性の加入目標に対する達成率が過去3年以上全国平均以下等、推進に課題を抱える6府県10市)を対</p>

<p>る目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの加入推進に係る課題及び成果等を踏まえて、毎年度、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に年1回以上周知したか。 ○ 毎年度、都道府県別新規加入者に関する目標を設定し、月別の達成状況のフォローアップを行うとともに、毎月、当該達成状況について、各業務受託機関へ情報提供したか。 ○ 業務受託機関における加入推進の課題及びその解決策について、年1回以上、各業務受託機関の間で共有できる活動を行ったか。 	<p>また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定して、毎月その達成状況のフォローアップを行い、業務受託機関への情報提供を行うとともに、年1回以上、業務受託機関における課題やその解決策について意見交換等を行うなど情報共有を行う。</p> <p>ウ 都道府県毎に加入推進目標を設定して、月別の達成状況のフォローアップを行い、各業務受託機関へ情報提供を行うとともに、業務受託機関における課題やその解決策について意見交換等を行うなど加入推進の進捗管理を行ったか。</p>	<p>て、当該取組方針の周知徹底を図ります。</p> <p>イ 制度の理解増進や、取組方針を踏まえて若い農業者及び女性農業者に重点を置いた加入推進活動の活発化を図ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県毎に加入推進目標を設定して、月別の達成状況のフォローアップを行い、各業務受託機関へ情報提供を行うとともに、年1回以上、業務受託機関における課題やその解決策について意見交換等を行うなど加入推進の進捗管理を行ったか。 ・業務受託機関における加入推進の課題及びその解決策について、年1回以上、各業務受託機関の間で共有できる活動を行ったか。 <p>エ 若者及び女性の市町村別新規加入目標に対する目標達成率が、第4期中期目標期間（平成30年度から令和4年度）のうち3年以上、全国の市町村平均目標達成率を下回り、かつ令和4年12月末の加入対象者数（基幹的農業従事者数－被保険者数）が100人以上の市町村を特別対策地域としていた令和5年度の対象地域について、引き続き令和6年度も指定した（青森県、茨城県、愛知県、京都府、高知県、福岡県内の市町村10件 JA16件）。</p> <p>特別対策地域毎に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当する基金の役職員及び全国段階の業務受託機関の担当者の決定 ・同地域を管轄する都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して特別対策地域推進チームを設置 ・現地での意見交換の中で提出されたフォローアップシートの説明を確認しつつ、必要に応じて取組結果の見直しを検討させ、進捗状況の確認を行った。 	<p>性農業者に重点を置いた加入推進活動の活発化を図ったか。</p> <p>加入者数等について「加入推進ニュース」を作成・提供することにより、各業務受託機関が現状を把握し、対策を講じができるよう対応している。</p> <p>また、新規加入者が増減した業務受託機関について、その要因等を調査するアンケートを実施し、各都道府県において他県の取組等を参考にして活用できるよう、アンケート結果について取りまとめ及び分析を行った上で提供を行った。</p> <p>さらに、各ブロック農業者年金業務担当者会議（以下「ブロック会議」という。）の場において、各都道府県より取組状況の報告をいただいた上で、ディスカッションを行うことを通じて、取組状況（特に優良事例）の横展開を図った。</p> <p>エ 若者及び女性の市町村別新規加入目標に対する目標達成率が、第4期中期目標期間（平成30年度から令和4年度）のうち3年以上、全国の市町村平均目標達成率を下回り、かつ令和4年12月末の加入対象者数（基幹的農業従事者数－被保険者数）が100人以上の市町村を特別対策地域としていた令和5年度の対象地域について、引き続き令和6年度も指定した（青森県、茨城県、愛知県、京都府、高知県、福岡県内の市町村10件 JA16件）。</p> <p>特別対策地域毎に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当する基金の役職員及び全国段階の業務受託機関の担当者の決定 ・同地域を管轄する都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して特別対策地域推進チームを設置 ・現地での意見交換の中で提出されたフォローアップシートの説明を確認しつつ、必要に応じて取組結果の見直しを検討させ、進捗状況の確認を行った。 	<p>「加入推進ニュース」の発行を通じて全体・若い農業者・女性の3区分について都道府県ごとの目標数に対する達成率を提供することにより、各業務受託機関が現状を把握し、対策を講じができるよう対応している。併せて、ブロック会議において優良な取組について共有が行われている。</p> <p>エ 令和6年度に指定した各特別対策地域（6府県10市16JA）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金担当役職員の出席を調整し、意見交換会を実施 ・現地意見交換会でのフォローアップシート内容の助言・指導を行った <p>結果、特別対策地域のうち6市において若い農業者の加入を前年度から増加したほか、1市においては新規加入者数で全国上位（目標達成度合い（新規加入目標数5人から9人）部門 第3位）の成績を収めるなど、大きな進展のある地域もみられた。</p> <p>加入推進活動が十分に行われ、若い農業者及び女性農業者の加入の増加につながったことからa評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<p>象に意見交換や助言等を実施した結果、6市で若い農業者の加入者の増加が図られるなど進展が見られ、目標を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。</p>
--	---	---	---	--	--

		者や女性農業者の加入推進活動の進捗が遅れしており、特に加入推進を促進する必要がある市町村・JA地域を、都道府県段階の業務受託機関とも調整の上、特別対策地域に指定し、当該対象市町村・JA地域毎に、担当する当基金の役職員を決めて、巡回意見交換などの特別活動を実施します。				
(4) 加入者に係るデータ収集・分析 効果的な加入推進に資する観点から、基金又は業務受託機関による新規加入者等へのアンケート調査や業務受託機関の活動実績及び優良事例を把握等とともに、農業者等の声を直接又は業務受託機関を通じて把握・分析を行い、全国の業務受託機関と共有を図る。	(4) 加入者に係るデータ収集・分析 効果的な加入推進を図る観点から、毎年度、新規加入者等へのアンケート調査や業務受託機関の活動実績及び優良事例の把握等を行うとともに、農業者等の声を直接又は、業務受託機関を通じて把握・分析を行い、全国の業務受託機関と共有を図る。	(4) 加入者に係るデータ収集・分析 効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者等へのアンケート調査や業務受託機関の活動実績の把握、優良事例の把握等により必要なデータ・情報の収集・分析を行うとともに、農業者等の声を直接又は、業務受託機関を通じて把握・分析を行い、全国の業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組と	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績及び優良事例の把握等により必要なデータ・情報の収集・分析を行うとともに、農業者等の声を直接又は、業務受託機関を通じて把握・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証したか。 また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組と	<主要な業務実績> 令和6年度の新規加入者アンケート調査の結果については、「(1)若い農業者の加入の拡大」及び「(2)女性農業者の加入の拡大」において記載したが、これらの結果を踏まえるとともに、令和6年度には業務受託機関からの要望もあったオンラインセミナーを開催し、基金が直接農業者等に対して、加入の働きかけを行うことにより、効果的な加入推進に努めた。 なお、オンラインセミナー終了後のアンケートによる満足度調査では、「とても満足」との回答が52.5%、「やや満足」との回答が32.4%となっており、8割強の方々が満足しているとの結果になった。当該結果から見ても、オンラインセミナーについては、非常に効果的な加入推進の手法と考えられる。 このため、加入推進の取組を強化する観点から令和7年度のオンラインセミナーについては、年に複数回実施についての検討を行った。 加えて、新規加入者が増減した業務受託機関について、その要因等を調査するアンケートを実施したところ、女性の加入推進部長の割合が多い県は、少ない府県と比較して戸別訪問時間はほぼ同じ水準であるものの、新規加入者数が多い傾向にある。また、加入者が増加した理由として、「戸別訪問を増やした」と回答した業務受託機関が最も多く、戸別訪問の効果を再確認できる結果となった。アンケート結果について各都道府県の業務受託機関において活用いただくよう共有を図った。 さらに、ブロック会議の場において、各都道府県より取組状況の報告をいただいた上で、ディスカッションを通じて取組状況（特に優良事例）の横展開を図ることに加え、新規加入者数が全国上位であった業務受託機関からの取組事例の報告により効果的な取組事例を把握し、併せて基金ホームページへの掲載を通じて全国の業務受託機関に対して共有を図った。	<評定と根拠> 評定：b 新規加入者アンケート調査の結果や業務受託機関の活動実績、優良事例調査等を検証するとともに、優良な取組事例は各業務受託機関へ横展開を図り、より効果的な取組の推進に努めた。このことから取組は十分でありb評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

務受託機関と共有を図る。	共有を図ります。	なるよう必要な検討を行ったか。															
(5) ホームページ等による情報の提供 制度改正等があった場合はそれに対応しながら、ホームページ、メールマガジン及びSNSを活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい情報を掲載又は発信し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。 なお、ホームページについては、国民が制度の内容や基金の活動状況等の必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。 また、新規就農者や農業内外の関係機関・	(5) ホームページ等による情報の提供 制度改正等があった場合はそれに対応しながら、ホームページ、メールマガジン、SNS等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運用状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい情報を掲載又は発信し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。 なお、ホームページについては、国民が制度の内容や基金の活動状況等の必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。 また、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・	(5) ホームページ等による情報の提供 制度改正等があった場合はそれに対応しながら、ホームページ、メールマガジン、SNS等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運用状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい情報を掲載又は発信し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。 なお、ホームページについては、国民が制度の内容や基金の活動状況等の必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。 また、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>－</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>－</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度周知のためのパンフレットやリーフレット等を作成し、SNS等を活用して情報発信を行ったか。 ・新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度の周知に努めたか。 <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広報媒体</th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省各メールマガジン(各農政局発行も含む)</td> <td>19件</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>農林水産省・農業経営者net(Facebook)</td> <td>3件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>MAFFアプリ</td> <td>3件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 各業務受託機関より提供されている優良事例等の基金ホームページ掲載の格納場所がわかりづらいという声があり、その意見を踏まえて検索しやすいように工夫した。</p> <p>ウ 令和6年11月1日に、全国農業委員会職員協議会会長に加入推進活動を広域的に展開する広域推進協力員を委嘱し、多人数が一堂に会しての新規就農者や女性農業者に対するイベントの場に講師として対応するようにしている。</p> <p>令和7年2月1日には、全国農業委員会女性協議会会長に広域推進協力員を委嘱して、活動要請を行った。</p> <p>また、全国町村会、AFJ日本農業経営大学校、NOSAI全国連、全国酪農業協同組合連合会、農業経営アドバイザーを所管する日本政策金融公庫や日本FP協会等、農業内外の機関に協力を依頼し、週報やホームページへの掲載、パンフレットの配布等を実施いただき、幅広い周知活動を行った。</p> <p>エ 令和6年12月11日に開催したオンラインセミナー(参加登録:427名)については、視聴者アンケート結果によると「とても満足」、「やや満足」の回答割合が全体の8割強となった。</p>	広報媒体	令和6年度	令和5年度	農林水産省各メールマガジン(各農政局発行も含む)	19件	14件	農林水産省・農業経営者net(Facebook)	3件	2件	MAFFアプリ	3件	2件	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定: a 本制度の推進するため、インターネット等を活用し、以下の取組を行った。</p> <p>ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。</p> <p>イ ホームページについて、セキュリティ、アクセスしやすさ及び使いやすさの維持・向上について努めた。</p> <p>ウ 若い農業者や女性農業者等を支援する全国・都道府県等の各段階の機関・団体と連携して、制度のPRの機会を増やし、制度の周知に努めた。</p> <p>特に、令和6年度は、農林水産本省及び地方農政局の広報手段の活用、全国酪農業協同組合連合会、AFJ日本農業経営大学校、日本政策金融公庫、金融関係団体等農内外の団体との連携拡大を図った。</p> <p>エ オンラインセミナーを開催し、アンケート結果のとおり視聴者の満足度の高いものとなり、初年度としては、効果的な情報発信を行えた。</p> <p>以上のように、様々な手法で情報発信を行い、新規加入者数が前年度を上回る成果があったことからa評定とした。</p>	評定 a 農業者年金制度の情報発信源の大きな役割を果たすホームページについて、当該情報へのアクセスを業務受託機関からの要望に応えて改善するとともに、オンラインセミナーを初めて開催(参加登録427名)し、アンケート回答者全体の8割以上から満足との結果が得られるなど、目標を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。
広報媒体	令和6年度	令和5年度															
農林水産省各メールマガジン(各農政局発行も含む)	19件	14件															
農林水産省・農業経営者net(Facebook)	3件	2件															
MAFFアプリ	3件	2件															

<p>性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>にアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組みます。</p> <p>ウ 新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の機関・団体等と情報交換を行う等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めます。</p>		<p>s :取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a :取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b :取組は十分である</p> <p>c :取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d :取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	---	--	--	---	--

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	加入者等に対して提供するサービスの向上
当該項目の重要度、困難度	一 関連する政策評価・行政事業レビュー 003217

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価
				業務実績			自己評価		
4 加入者等に対して提供するサービスの向上	4 加入者等に対して提供するサービスの向上	4 加入者等に対して提供するサービスの向上						B	評定 B 3つの小項目全てがb評定であり、農林水産省評定基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/5×2項目 +2点(b)×3/5×1項目 =2.00点 1.5点以上2.5点未満：B
(1) 年金額の「見える化」の推進 老後の生活設計に資するため、基金のホームページにおける新制度の年金額シミュレーションや農業者年金と国民年金を合算した年金	(1) 年金額の「見える化」の推進 老後の生活設計に資するため、基金のホームページにおける新制度の年金額シミュレーションや農業者年金と国民年金を合算した年金	(1) 年金額の「見える化」の推進 老後の生活設計に資するため、基金のホームページにおける新制度の年金額シミュレーションや農業者年金と国民年金を合算した年金	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・加入者等に対し年金シミュレーターの活用や年金額の試算例の掲載する等老後の生活設計に資するための情報提供を行った。 ア 基金のホームページに掲載する等老後の生活設計に資するための情報提供を行った。 イ 上記について本年度のアクセス数を検証し、引き続き効果的な情報提供の手法を検討していく。	<主要な業務実績> ア 本年度も制度周知チラシ及びパンフレットに新制度の年金額のシミュレーションが行えるページの情報を掲載し、加入期間中に保険料を変更した場合にも対応できるよう改修を行った。 イ 農業者年金と国民年金を合算した年金額の試算例を掲載し情報提供を行った。 ウ 上記について本年度のアクセス数を検証し、引き続き効果的な情報提供の手法を検討していく。	<評定と根拠> 評定：b 農業者の老後の生活設計に資するため、以下の情報提供に取り組んだ。 ア 基金のホームページに掲載している新制度の年金額のシミュレーションが行える年金シミュレーターの活用について、パンフレット等により情報提供を行った。 イ 農業者年金と国民年金を合算した年金額について、基金のホームページに掲載する等情報提	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。			

	<p>額の試算例等の情報提供を充実し、加入者及び加入しようとする者が、将来受給できる見込みの年金額を把握しやすくするなど、効果的な情報提供の手法等を検討し、可能なものから取り組む。</p>	<p>額の試算例等の情報提供を充実し、加入者及び加入しようとする者が、将来受給できる見込みの年金額を把握しやすくするなど、効果的な情報提供の手法等を検討し、可能なものから取り組む。</p>	<p>ションが行える年金シミュレーターの活用について、パンフレット等により情報提供します。イ 農業者年金と国民年金を合算した年金額について、複数パターンの試算例を、基金のホームページに掲載する等情報提供します。ウ ア及びイの取組について、検証し、より効果的な情報提供の手法等を検討します。</p>		<p>供を行った。</p> <p>ウ ア及びイの取組について、検証し、より効果的な情報提供の手法等を検討した。</p> <p>これらのことから取組は十分であり、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(2) 手続のオンライン化等</p> <p>手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図ることによって、加入者等に対するサービス向上に資するため、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等を推進する。</p> <p>なお、手続のオンライン化による情報連携</p>	<p>(2) 手続のオンライン化等</p> <p>手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図ることによって、加入者等に対するサービス向上に資するため、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等を推進する。</p> <p>なお、手続のオンライン化による情報連携</p>	<p>(2) 手続のオンライン化等</p> <p>手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図ることによって、加入者等に対するサービス向上に資するため、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等を推進する。</p> <p>① 手續のオンライン化</p> <p>オンライン化が自己目的とならないように、農業者の利便性向上及び業務運営の効率化等に立ち返り、「いつでもどこでも届出ができること(デジタルファースト)」、「処理決定までのスピードが速いこと」、「ワンストップで事務処理ができること」等を踏まえ手続きのオンライン化に取り組む必要があることを確認した。</p> <p>また、手続きのオンライン化を実現するためには、システムの構築を検討する前に、「申請された情報が基金保有情報と一致すること(本人のものであること)の確認」及び「事実情報は本人に届出させず、外部機関から取得すること(コネクテッド・ワンストップ)」が優先的に解決すべき課題であり、これを解決するために、前者については、マイナンバーの取得・管理・活用方法について検討するための体制強化、後者については、農業者年金記録管理システムのデータベースの拡張について検討を進めた。</p> <p>②マイナンバー制度による情報連携</p> <p>マイナンバー制度による情報連携を円滑かつ着実に実施するため、デジタル庁の要請を受け、「第三期情報提供ネットワークシステム移行に伴うインターフェースサーバの更改業務」を調達し、対応を進めた。</p> <p>また、情報連携で取得した情報を利用することにより、ワンストップで事務を完結させるためには、事務の処理に必要な情報を再整理し情報連携する情報を拡大すること及び</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>-</p> <p><その他の指標></p> <p>-</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携について、実現に向けて解決すべき課題及び連携実現後の業務手順等の検討を行った。 <p>①手続きのオンライン化</p> <p>オンライン化が自己目的とならないように、農業者の利便性向上及び業務運営の効率化等に立ち返り、「いつでもどこでも届出ができること(デジタルファースト)」、「処理決定までのスピードが速いこと」、「ワンストップで事務処理ができること」等を踏まえ手続きのオンライン化に取り組む必要があることを確認した。</p> <p>また、手続きのオンライン化を実現するためには、システムの構築を検討する前に、「申請された情報が基金保有情報と一致すること(本人のものであること)の確認」及び「事実情報は本人に届出させず、外部機関から取得すること(コネクテッド・ワンストップ)」が優先的に解決すべき課題であり、これを解決するために、前者については、マイナンバーの取得・管理・活用方法について検討するための体制強化、後者については、農業者年金記録管理システムのデータベースの拡張について検討を進めた。</p> <p>②マイナンバー制度による情報連携</p> <p>マイナンバー制度による情報連携を円滑かつ着実に実施するため、デジタル庁の要請を受け、「第三期情報提供ネットワークシステム移行に伴うインターフェースサーバの更改業務」を調達し、対応を進めた。</p> <p>また、情報連携で取得した情報を利用することにより、ワンストップで事務を完結させるためには、事務の処理に必要な情報を再整理し情報連携する情報を拡大すること及び</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携について、実現に向けて解決すべき課題及びこれを解決するための業務手順等について検討を進めたことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定 b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>

	<p>ン化及びマイナンバー制度による情報連携等が実施可能な体制が整った段階において、加入者等へ利便性の向上等について普及啓発を行う。</p>	<p>等が実施可能な体制が整った段階において、加入者等へ利便性の向上等について普及啓発を行う。</p>	<p>ン化を円滑かつ着実に実施するため、実現に向けて解決すべき課題の検討を行います。</p> <p>② マイナンバー制度による情報連携</p> <p>マイナンバー制度による情報連携を円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題及び連携実現後の業務手順等の検討を行います。</p>	<p>加入者等からマイナンバーを取得する際の事務負担を軽減することが課題であり、これを解決するための業務手順等について検討を進めた。</p>		
<p>(3) 年金相談制度改正があった場合はそれに対応しながら、農業者等が利用しやすく、農業者等の視点に立った懇切丁寧な対応を行う。</p>	<p>(3) 年金相談農業者等からの問い合わせは、電話を媒体とした言葉のみによる対応となるため、相手の言葉から素早く問い合わせ内容を判断し、的確に分かりやすい回答で、かつ細心の注意を払いながら間違いなく伝えます。</p>	<p>(3) 年金相談農業者等からの問い合わせは、電話を媒体とした言葉のみによる対応となるため、相手の言葉から素早く問い合わせ内容を判断し、的確に分かりやすい回答で、かつ細心の注意を払いながら間違いなく伝えます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・農業者等の視点に立った懇切丁寧な対応を行ったか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和6年度の農業者等からの年金相談は3名の相談員が4,622件（月平均385件）の対応をし、農業者等が利用しやすく、農業者等の視点に立った懇切丁寧な対応に努めた。</p> <p>（参考）主な相談内容・相談相手</p> <p>1 相談内容：年金給付に関する事項(3,222件:70%)、資格に関する事項(894件:19%)、制度に関する事項(205件:5%)、保険料に関する事項(134件:3%)、その他(167件:3%)</p> <p>2 相談相手：受給権者(1,787件:39%)、農業協同組合(746件:16%)、被保険者(725件:16%)、農業委員会(272件:6%)、未加入者(142件:3%)、その他・不明(950件:20%)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>令和6年度は、農業者等から4,622件（月平均385件）の相談対応をしたことから、b評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定 b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
第2-1	業務改善の推進									
当該項目の重要度、困難度	一		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	003218						
2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価				
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置						評定 B 5つの中項目全てがB評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(B)×3/7+2点(B)×1/7×4項目=2.00点 1.5点以上 2.5点未満: B		
1 業務改善の推進	1 業務改善の推進	1 業務改善の推進						評定 B 3つの小項目のうち1項目がa評定、2項目がb評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※3点(a)×1/3+2点(b)×1/3×2項目=2.33点 1.5点以上 2.5点未満: B		
(1) 業務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務改善を推進するた	(1) 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務改善を推進するた	(1) 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務改善を推進するた	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・業務運営に要する経費の抑制を図る	<主要な業務実績> 事務の簡素化・効率化による事務処理の負担の軽減や、業務運営に要する経費の抑制に向けた業務改善を推進するため、業務改革推進委員会において、基金が中期的に取り組むべき重要な課題として整理された「加入推進」、「農業者年金業務のデジタル化等の推進」及び「会議等の資料のデジタル化」について、四半期毎に取組状況について確認するとともに、今後の対応方向について議論し、必要に応じ工程の見直しを行った。また、「デジタルを活用した業務改革プロジェクト」を新たな課題として追加した。こうした業務改革推進委員会における議論を通じ、				<評定と根拠> 評定: a 業務改革の取組状況について確認し、今後の対応状況について議論し、議論を通じ、オンラインセミナーを開催し、付利通知の経費を抑制したことから、a評定とした。 (評定区分)		

<p>の検証、改善点の検討・見直しや業務のデジタル化等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。</p> <p>また、業務マニュアルの整備・改善等の取組を継続的に実施することにより、業務の合理化・効率化を進める。</p>	<p>め、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務のデジタル化等を検討する。</p> <p>また、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進するため、工程表を作成して進捗管理を行い、業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行う。</p> <p>さらに、業務マニュアルの整備・改善等の取組を継続的に実施することにより、業務の合理化・効率化を進める。</p>	<p>め、業務のデジタル化等を検討するなど、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行います。</p> <p>また、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進するため、工程表を作成して進捗管理を行い、業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行います。</p> <p>さらに、業務の合理化・効率化を進めるため、業務マニュアルの整備・改善等の取組を継続的に実施します。</p>	<p>観点から、業務改善を推進するため、業務のデジタル化等を検討するなど、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行なったか。</p> <p>また、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進するため、工程表を作成して進捗管理を行い、業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行います。</p> <p>さらに、業務の合理化・効率化を進めるため、業務マニュアルの整備・改善等の取組を継続的に実施します。</p>	<p>① 全国の農業者や業務受託機関等を対象としたセミナーを、実地開催の場合に必要となる全国各地での会場開催費用や基金職員等の出張旅費等を抑制しつつ、令和6年12月にオンラインセミナーを開催。</p> <p>② 被保険者等への付利通知について、二次元コードの活用や紙面構成の工夫による軽量化を図るとともに、業務受託機関への送付を郵送からメールに変更し、経費を抑制するとともに、業務マニュアルの改善を行った。</p>	<p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>として年度計画通り実施している。</p> <p>その上で、当該取組の成果として、①オンラインセミナーの導入による会議費用、出張旅費の削減、②付利通知の交付方法について、2次元コードの活用による郵送重量の減少、メールへの切り替え等による郵便発送委託費の削減を実現するなど、目標を上回る成果が見られることから自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。</p>
<p>(2) 農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して着実に促進し、業務受託機関における業務の効率化や事務処理の進行管理等を進めるとともに、加入者等へのサービス向上に資する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合が、本</p>	<p>(2) 農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会において同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルを業務受託機関に対して周知するとともに、同システムの利用環</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金記録管理システムの利用促進に取り組んだか ・ 同システムを利用した届出書等の作成割合が前年度実績以上となったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした担当者会議において、「令和6年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針」(以下「利用促進取組方針」という。)の案について説明を行い、市町村段階の業務受託機関へのシステム利用の働きかけを依頼した。</p> <p>また、研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載しているシステム利用方法習得のための教材(視認性の高いもの)を活用するよう周知した。</p> <p>さらに、令和6年6月19日付けで利用促進取組方針を全業務受託機関に発出した。</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関が主催するシステム研修会に基金職員を講師として派遣し、システム利用のメリット及びシステム操作方法等の説明を行い、システムの利用促進に取り組んだ(令和6年度実績:27府県)。</p> <p>また、研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載しているシステム利用方法習得のための教材(視認性の高いもの)を活用するよう、担当者会議及びブロック会議(令和6年10・11月開催)において周知した。</p> <p>さらに、業務受託機関のシステム利用調査において最も利用率の高かったブラウザであるMicrosoft Edgeによりシステム利用登録できるよう、システム改修を行い、令和6年8月から稼働したことにより、令和6年度のシステムを利用した届出書等の作成割合については、令和5年度実績と比較すると農業委員会は2.00ポイント上回り、農業協同組合は3.52ポイント上回り、農業協同組合は3.52</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: b</p> <p>都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議においてシステム利用を働きかけるとともに、全業務受託機関に対して、システムの利用促進取組方針を通知し、利用促進を図った。</p> <p>また、市町村段階の業務受託機関が参加するシステム研修会において、システム利用のメリット、操作方法の説明を通じ、システムの更なる利用促進に取り組んだ。</p> <p>さらに、業務受託機関のシステム利用調査において最も利用率の高かったブラウザであるMicrosoft Edgeによりシステム利用登録できるよう、システム改修を行い、令和6年8月から稼働したことにより、令和6年度のシステムを利用した届出書等の作成割合については、令和5年度実績と比較すると農業委員会は2.00ポイント上回り、農業協同組合は3.52</p>	<p>評定 b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	

<p>中期目標期間の各年度において、それぞれ前年度実績以上であったか。</p> <p>○ 農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して、都道府県段階の業務受託機関におけるシステム研修会への講師派遣や当該システムの利用環境の改善等を行ったか。</p>	<p>境の改善等を行うことを通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。</p> <p>特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合が令和5年度実績以上となるようにします。</p>	<p>境の改善等を行うことを通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組みます。</p> <p>特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合が令和5年度実績以上となるようにします。</p>	<p>成割合については、令和5年度実績と比較すると農業委員会は 2.00 ポイント上回り、農業協同組合は 3.52 ポイント上回った。</p> <p>【システムを利用した届出書等の作成割合】</p> <table border="1" data-bbox="1264 354 2153 467"> <thead> <tr> <th>業務受託機関</th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会</td><td>38.88%</td><td>36.88%</td></tr> <tr> <td>農業協同組合</td><td>47.75%</td><td>44.23%</td></tr> </tbody> </table>	業務受託機関	令和6年度	令和5年度	農業委員会	38.88%	36.88%	農業協同組合	47.75%	44.23%	<p>イント上回ったことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
業務受託機関	令和6年度	令和5年度												
農業委員会	38.88%	36.88%												
農業協同組合	47.75%	44.23%												
<p>(3) 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進めること。</p>	<p>(3) 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進めます。</p>	<p>(3) 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進めます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進めたか。 <p><主要な業務実績></p> <p>現況届の一部省略に係るシステム改修予算が確保できたことから、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）の生存情報を活用した農業者老齢年金受給権者に係る現況届の省略に向けて、業務フロー、関係規程等の見直しについて検討した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: b</p> <p>J-LIS の生存情報を活用した現況届の一部省略に向けて、業務フロー、関係規程等の見直しを検討したことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定 b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>									

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2－2	手続・業務のデジタル化の推進等							
当該項目の重要度、困難度	－		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績		自己評価		
2 手続・業務のデジタル化の推進等	2 手続・業務のデジタル化の推進等	2 手續・業務のデジタル化の推進等				B		評定 B 4つの小項目全てがb評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×3/8×2項目+2点(b)×1/8×2項目=2.00点 1.5点以上2.5点未満：B
(1) 被保険者及び受給権者の資格確認等の効率化に資するため、手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化を推進する。 このため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行い、情報システムの検討及	(1) 被保険者及び受給権者の資格確認等の効率化に資するため、手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化を推進する。 このため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行います。	(1) 被保険者及び受給権者の資格確認等の効率化に資するため、手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化を推進します。 このため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行つたか。	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <p>－</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務手續・事務処理のデジタル化の推進を行つたか。 ・業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行つたか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手續・事務処理のデジタル化を推進する取組として、農業者老齢年金受給権者に係る現況届の省略に向けた業務フローを検証した。</p> <p>この結果、J-LIS から取得する対象者の生存情報を利用することにより本人からの届出が省略（コネクテッド・ワンストップ）でき、受給権者、業務受託機関及び基金の負担軽減及びコスト削減が図れることが確認できた。</p> <p>これを実施するため、予算要求を行うとともに、新たな業務フロー、必要なシステム改修等について検討した。</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：b 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手續・事務処理のデジタル化を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行つたことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的</p>		評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

		び整備を進め る。		な改善を要する		
	(2) 現行の農業者年金記録管理システムにおけるプログラム言語(COBOL)の将来性や技術者の確保の状況等を踏まえながら、適切な工程管理に基づき、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて整備を進める。 この場合において、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように、また、将来のクラウド化を視野に検討を進めます。	(2) 現行の農業者年金記録管理システムにおけるプログラム言語(COBOL)の将来性や技術者の確保の状況等を踏まえながら、適切な工程管理に基づき、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて整備を進めます。 この場合において、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように、また、将来のクラウド化を視野に検討を進めます。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けた検討を行ったか ・基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように将来のクラウド化を視野に検討を進めたか。	<主要な業務実績> 新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように将来のクラウド化を視野に検討を進め、課題を整理したことから、b評定とした。 このため、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けては、業務とシステムの双方の観点からの見直しを行うことが必要であり、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等の活用と併せて検討を行った。 ※IaaSとは“Infrastructure as a Service”的略称。ストレージ、サーバ、ネットワークなどクラウド上にあるハードウェアやインフラをインターネット経由で利用できるサービスモデルを指す。	<評定と根拠> 評定：b 新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように将来のクラウド化を視野に検討を進め、課題を整理したことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
	(3) 今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれることに伴い、当該事務を的確に処理するため、適切な工程管理に基づき、源泉徴収システムの検討及び整備を進める。	(3) 今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれることに伴い、当該事務を的確に処理するため、適切な工程管理に基づき、源泉徴収システムの検討及び整備を進めます。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・適切な工程管理に基づき、源泉徴収システムの整備に向けた検討を行ったか。	<主要な業務実績> 所得税等の源泉徴収事務を的確に処理するために、令和5年度に整理した源泉徴収及び納税に係る機能業務プロセスを基に農業者年金記録管理システム改修に係る予算要求を行った。 しかしながら、要求は全額査定されたことから、令和8年から発生が見込まれる源泉徴収に対応するため、暫定的な事務フロー等の整理・検討に着手した。	<評定と根拠> 評定：b 源泉徴収事務のシステム化については、令和5年度に整理した源泉徴収及び納税に係る業務プロセスを基に農業者年金記録管理システム改修に係る予算要求を行った。 また、令和8年から発生が見込まれる源泉徴収に対応するための暫定的な事務フロー等の整理・検討に着手したことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

					d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	(4) 情報システムの整備については、今後、制度改正があった場合や政府の方針等を踏まえて対応するとともに、その効果が大きく見込まれ、かつ、適切な工程管理に基づき実施可能なものを作成する。	(4) 情報システムの整備については、今後、制度改正があった場合や政府の方針等を踏まえて対応するとともに、その効果が大きく見込まれ、かつ、適切な工程管理に基づき実施可能なものについて、計画的に開発、改修等を実施する。 また、令和6年度に予定している事務所移転に伴い、情報システムを適切に移設する。	(4) 情報システムの整備については、今後、制度改正があった場合や政府の方針等を踏まえて対応するとともに、その効果が大きく見込まれ、かつ、適切な工程管理に基づき実施可能なものを作成する。 また、その上で農業者年金記録管理システムについては、基金、システム改修業者及びCIO補佐官によるシステム定例会を毎月開催して、適切な工程管理に基づき開発、改修等を実施します。 さらに、令和6年度の事務所移転に伴い、移設が必要な情報システムを整理し、適切に移設できるよう、計画的に準備の上、対応します。	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・政府の方針等を踏まえて対応するとともに、システム利用者からの改善要望や業務改善・手続き業務のデジタル化等の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊急度の高いものから適切に優先順位付けを行った上で計画的に改修等を実施する。 また、基金内の要望に対しても、業務効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊急度を検討の上、改修項目を検討し、計画的に実施した。 さらに、Internet Explorer11のサポート期限到来の対応として、Microsoft Edgeでシステム利用登録ができるようシステム改修を行い、令和6年8月から稼働した。これについてはブロック会議等の機会に業務受託機関に対して適切に周知した。 ③ システム定例会については、システム運用・保守業者及びCIO補佐官出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定的に稼働できるよう取り組んだ。 ④ 事務所移転に伴うシステムの移設については、旧事務所サーバ室に設置している農業者年金記録管理システム、マイナンバーシステム及びその他情報システム機器等を令和6年11月5日からの新事務所での業務開始にあわせ、新事務所サーバ室環境を整備した上で計画的かつ慎重に移設し、令和6年11月5日から正常に稼働させた。 また、昭和46年の基金創設以来、初めての事務所移転であり、移設に当たっては、システム機器やデータの損壊や情報漏えい等が起こらないよう、機器等の複数の保守事業者や回線事業者等とのスケジュール等の移設計画の確認を行うとともに、移設計画については、スケジュールの妥当性だけでなく、セキュリティ管理やリスク管理の観点からも妥当であるかについてもCIO補佐官の確認を受けて進めた。 さらに、農業者年金記録管理システムについては、システム停止期間の各種処理について、年金支給等に遅延が生じないようにシステム処理スケジュールの調整を行った。また、業務受託機関に対しては、システム停止期間の業務対応について通知を発出するとともに、会議等の機会を活用して対応を丁寧に説明した。加入者に対しては届出窓口で混乱が生じないよう、ホームページ等を活用して周知した。 その結果、通常業務を行いながら、これまで行ったことのないシステム移設に取り組み、システム移設に伴う加入者や業務受託機関からの苦情はなく、システム移設に伴った特段の事故も無く移転先でシステムを滞りなく稼働させることができた。	<評定と根拠> 評定 : b ① 情報システムの整備及び管理に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)にのっとり、適切に対応した。 ② 農業者年金記録管理システムの改修に当たっては、システム利用者からの改善要望や業務改善・手続き業務のデジタル化等の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊急度の高いものから適切に優先順位付けを行った上で計画的に改修等を実施した。 また、基金内の要望に対しても、業務効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊急度を検討の上、改修項目を検討し、計画的に実施した。 さらに、Internet Explorer11のサポート期限到来の対応として、Microsoft Edgeでシステム利用登録ができるようシステム改修を行い、令和6年8月から稼働した。これについてはブロック会議等の機会に業務受託機関に対して適切に周知した。 ③ システム定例会については、システム運用・保守業者及びCIO補佐官出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定的に稼働できるよう取り組んだ。 ④ 事務所移転に伴う事務所移転に伴うシステムの移設については、旧事務所サーバ室に設置している農業者年金記録管理システム、マイナンバーシステム及びその他情報システム機器等を令和6年11月5日からの新事務所での業務開始にあわせ、新事務所サーバ室環境を整備した上で計画的かつ慎重に移設し、11月5日から正常に稼働させた。 昭和46年の基金創設以来、初めての事務所移転であり、移設に当たっては、システム機器やデータの損壊や情報漏えい等が起こらないよう、機器等の複数の保守事業者や回線事業者等とのスケジュール等の移設計画を作成して確認を行うとともに、移設計画については、スケジュール	評定 b 情報システムの整備については、年度計画に基づき、計画的に改修等を行うとともに、基金、システム改修業者及びCIO補佐官によるシステム定例会を毎月開催するなど目標に対して十分な取組を行った。また、事務所移転に伴うシステムの移設に当たっては、システム機器やデータ損壊が起きないようCIO補佐官の確認を受けながら進め、結果として、通常業務を行いながら適切にシステムを移設し、事故なく再稼働させることができたことは、目標に対して十分な取組が行われたものとして自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
	(5) 情報システムの整備及び管理に当たって	(5) 情報システムの整備及び管理に当たって	(5) 情報システムの整備及び管理に当たって	・情報システム整備方針にのっとり、適切に対応した		

<p>では、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)にのつとり、適切に対応する。</p>	<p>は、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)にのつとり、適切に対応する。</p>	<p>は、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)にのつとり、適切に対応します。</p>		<p>の妥当性だけでなく、セキュリティ管理やリスク管理の観点からも妥当であるかについてもCIO補佐官の確認を受けて進めた。</p> <p>さらに、農業者年金記録管理システムについては、システム停止期間の各種処理について、年金支給等に遅延が生じないようにシステム処理スケジュールの調整を行った。また、業務受託機関に対しては、システム停止期間の業務対応について通知を発出するとともに、会議等の機会を活用して対応を丁寧に説明した。加入者に対しては届出窓口で混乱が生じないよう、ホームページ等を活用して周知した。</p> <p>その結果、通常業務を行いながら、これまで行ったことのないシステム移設に取り組み、システム移設に伴う加入者や業務受託機関からの苦情はなく、システム移設に伴った特段の事故も無く移転先でシステムを滞りなく稼働させることができた。</p> <p>以上のことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
---	--	---	--	---	--

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
第2-3	運営経費の抑制													
当該項目の重要度、困難度	一		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	003218										
2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度 (6年度予算)	6年度 (7年度予算)	7年度 (8年度予算)	8年度 (9年度予算)	9年度 (10年度予算)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報						
一般管理費削減率	効率化除外経費を除き対前年度比△5%以上	△3.0%（令和4年度予算と令和5年度予算の比較）	△5.0%（前年度比）	△5.0%（前年度比）										
業務経費削減率	対前年度比△3%以上	△1.0%（令和4年度予算と令和5年度予算の比較）	△3.0%（前年度比）	△3.0%（前年度比）										
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価						
				業務実績		自己評価								
3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制				B	評定 B	2つの小項目全てがb評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/2×2項目=2.00点 1.5点以上2.5点未満：B						
(1) 業務運営の効率化及びデジタル化を進め、一般管理費及び業務経費（業務委託費）を削減するとともに、農業者年金記録管理システムの改修・保守運用費用の低減が図	(1) 一般管理費及び業務経費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、対前年度比で平均5%以上の削減を行うとともに、農業者年金記録管理システムの改	(1) 一般管理費及び業務経費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、対前年度比で平均5%以上の削減を行うとともに、農業者年金記録管理システムの改	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率 <その他の指標> — <評価の視点> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を確保しているか。 ・削減率が大きい場	<主要な業務実績> ① 令和7年度予算の一般管理費については、効率化除外経費等（※）を除き、業務の効率化を進めることとし、対前年度比で5%削減の予算を策定した。また、総人件費については、中期計画等で定める人員に関する指標を基に、政府の方針を踏まえ適切に対応した。 (単位：千円、%) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>6年度予算</th><th>7年度予算</th><th>削減率</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td><td>226,509</td><td>215,182</td><td>△5.0</td></tr></tbody></table> ※：効率化除外経費等 人件費、固定的経費（農業者年金記録管理システム保守経費、事務所借料経費等）、特殊要因による増減経費（パソコン、サーバ等の更改		6年度予算	7年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	226,509	215,182	△5.0	<評定と根拠> 評定：b 一般管理費については、対前年度比で平均5%以上の削減を行うという計画に対して、効率化除外経費等を除き対前年度比で△5.0%の予算を策定できた。 業務経費については、対前年度比で平均3%以上の削減を行うという計画に対して、効率化除外経費等を除き対前年度比で△3.0%の予算を策定できた。これらのことから、b評定とし	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
	6年度予算	7年度予算	削減率											
一般管理費のうち 効率化対象経費	226,509	215,182	△5.0											

<p>られるように、クラウド化等を視野に検討を進める。</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費（注）について対前年度比で平均5%を削減する。 ○ 業務経費について対前年度比で平均3%を削減する。 (注) 人件費（非常勤継続雇用職員を含む。）、公租公課、農業者年金記録管理システム保守経 	<p>修・保守運用費用の低減が図られるように、クラウド化等を視野に検討を進めます。</p> <p>また、業務経費（業務委託費）については、被保険者数及び受給権者数の動向並びに農業者年金記録管理システムの利用等を通じた事務の合理化・効率化を適切に反映するとともに、加入推進活動の重点化を図り、対前年度比で平均3%以上の削減を行う。</p> <p>これらの実施にあたっては、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行います。</p> <p>総人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>(注) 人件費（非常勤継続雇用職員を含む。）、公租公課、農業者年金記録管理システム保守経</p>	<p>修・保守運用費用の低減が図られるように、クラウド化等を視野に検討を進めます。</p> <p>また、業務経費（業務委託費）については、被保険者数及び受給権者数の動向並びに農業者年金記録管理システムの利用等を通じた事務の合理化・効率化を適切に反映するとともに、加入推進活動の重点化を図り、対前年度比で平均3%以上の削減を行います。</p> <p>これらの実施にあたっては、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行います。</p> <p>総人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応します。</p> <p>(注) 人件費（非常勤継続雇用職員を含む。）、公租公課、農業者年金記録管理システム保守経</p>	<p>合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。</p> <p>に係る経費等)、消費者物価指数の反映額、人勧影響額</p> <p>農業者年金記録管理システムの操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるよう、クラウド化も視野にオンライン化、マイナンバー活用の課題等を整理し、検討を進めた。</p> <p>② 令和7年度予算の業務経費（業務委託費）については、効率化除外経費等（※）を除き、事務の合理化等の反映や加入推進活動の重点化を図ることとし、他機関が開催する農業者の集うイベント及び女性向けセミナーへの参加、デジタル技術を活用し全国の農業者等を対象とするオンラインセミナーを開催する等、本制度の認知度の向上等により高い効果が見込まれる取組を実施しつつ、対前年度比で3%削減の予算を策定した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1241 736 2099 848"> <thead> <tr> <th></th><th>6年度予算</th><th>7年度予算</th><th>削減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費のうち 効率化対象経費</td><td>1,817,697</td><td>1,763,164</td><td>△3.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※：効率化除外経費等 消費者物価指数の反映額、人勧影響額</p>		6年度予算	7年度予算	削減率	業務経費のうち 効率化対象経費	1,817,697	1,763,164	△3.0	<p>た。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
	6年度予算	7年度予算	削減率									
業務経費のうち 効率化対象経費	1,817,697	1,763,164	△3.0									

		費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費、会計監査人関連経費及び特殊要因により増減する経費は除く。	費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費、会計監査人関連経費及び特殊要因により増減する経費は除きます。			
	(2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指數）を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	(2) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指數）を毎年度公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表します。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・国家公務員の状況を踏まえた給与規程の見直しの実施。当該見直し内容及びラスパイレス指數の公表。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証の実施。当該検証結果の公表。 <評価の視点> ・国家公務員の給与改定状況を踏まえた給与規程の見直しを行い、当該見直し内容及びラスパイレス指數を公表しているか。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証を行い、当該検証結果を公表しているか。	<主要な業務実績> 令和5年度における給与規程の見直し内容や対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指數）並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の妥当性の検証結果について、令和6年6月末に基金ホームページで公表した。 また、令和6年8月8日に行われた令和6年人事院勧告に基づき改正された国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、基金においてもこれに準じて給与規程の見直しを行った。 なお、令和6年度における給与規程の見直し内容等については、基金ホームページにおいて令和7年6月に公表することとしている。 (参考) 対国家公務員年齢・地域・学歴別指數 令和5年度 99.2% 令和4年度 100.0%	<評定と根拠> 評定：b 令和5年度の給与規程の見直し内容、対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指數）、役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証結果について、令和6年6月末にホームページで公表するとともに、国家公務員の給与改定の状況に準じた給与規程の見直しを行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2－4	調達の合理化							
当該項目の重要度、困難度	一			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	003218			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
随意契約件数	調達等合理化計画で掲げる目標件数(8件)		6件	14件				
一者応札・応募件数	調達等合理化計画で掲げる目標件数(7件)		16件	10件				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中期	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中期	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中期	<p>＜主な定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約件数。 ・一者応札・応募件数。 <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度調達等合理化計画において、調達手続きにおける競争性・透明性の確保に努め、経費の節減を目指すために、重点的に取り組む分野の取組状況及び調達に関するガバナンスの徹底。 <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約について、原則として一般競争入札によるものと 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>競争性のない随意契約は14件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目標件数(8件以内)を上回り未達であった。</p> <p>競争性のない随意契約の14件のうち8件は、令和6年11月の事務所移転に伴う設備工事(B工事)の案件で、入居するビルの管理会社の指定業者と契約する必要があった。当該契約は、令和6年度限りの契約であり、これらを除くと競争性のない随意契約は6件となり、目標件数を下回っている。</p> <p>一者応札・応募件数は10件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目標件数(7件以内)を上回り未達であったが、前年度(16件)に対し改善してきている。一者応札・応募の主な要因としては、システム関係の案件(3件)及び事務所移転関係の案件(1件)がある。</p> <p>システム関係の案件については、一般的に当該システムを熟知している等により既存の契約業者が有利となることが要因として考えられる。特に農業者年金記録管理システムについては、現在一般的ではないプログラミング言語を用いて、昭和40年代の開発当初より改修し続けて使用しており、プログラムの規模も大きく、そのプログラミング構造と過去からの農業者年金制度を熟知した既存の契約業者でないと対応が難しいという性質がある。</p> <p>事務所移転関係の案件については、令和6年11月の事務所移転に伴う</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>競争性のない随意契約及び一者応札・応募件数は、目標件数を上回ったところである。ただし、競争性のない随意契約については、事務所移転に伴う設備工事案件(8件)を除けば6件となり、目標件数を下回っている。また、一者応札・応募件数については、システム関係の案件(3件)及び事務所移転関係の案件(1件)を除けば6件となり、目標件数を下回っている。</p> <p>一者応札・応募となってしまったすべての案件において、「辞退届兼改善アンケート」の改善意見等を基に、「一者応札・応募改善シート」を作成し、次回入札へ反映させる取組を行い、改善案件も出てきているところである。さらに、「調達等合理化計画」に基づき、引き続きオープンカウンター方式等の競争参加者増加のための取組を継続している。また、調達に関するガバナンスの</p>	<p>評定 B</p> <p>競争性のない随意契約件数は目標を上回ったが、事務所移転に関わる指定業者との随意契約を除けば目標件数以下であることから、取組としては十分であり、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>		

<p>募件数の割合が前中期計画期間の平均以下であったか。</p> <p>○ 随意契約件数の割合が前中期計画期間の平均以下であったか。</p>	<p>期目標期間の件数の平均以下となるようにする。</p>	<p>目標期間の件数の平均以下となるようにします。</p> <p>また、一者応札となった案件については、その要因の分析と改善に向けての対策を検討し、次回の入札時に反映させることとします。</p>	<p>するほか、適正化を推進しているか。</p>	<p>令和6年度限りの契約である。</p> <p>これらを除くと、一者応札・応募件数は6件となり、目標件数を下回っている。</p> <p>一者応札・応募への対応として、令和5年度から入札参加辞退者より提出された意見を聴取・分析するための「辞退届兼改善アンケート」の改善意見等を基に、公告期間や履行期間の見直し、入札参加者の掘り起こし、応募要件の緩和や仕様書の内容等の見直しなどをまとめた「一者応札・応募改善シート」を基金において作成し、次回の入札時に反映させることとしている。令和6年度においては、令和5年度に一者応札であった案件のうち2件は複数応札へと改善されたほか、一者応札・応募の割合は令和5年度の約55%から約37%に改善された。</p> <p>また、「調達等合理化計画」において重点的に取り組む分野として、仕様書等の電子配付、発注予定案件についての基金ホームページでの事前公表及びオープンカウンター方式の取組を引き続き行った。加えて、調達に関するガバナンスの徹底として、随意契約については契約審査委員会において適切な審査を受けるとともに、人事異動に当たっては適正な調達手続きに関する研修を実施するなどの取組を引き続き行った。</p>	<p>徹底についても、引き続き取り組んでいる。</p> <p>以上を総合的に勘案し、B評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>S : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>A : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>B : 取組は十分である</p> <p>C : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>D : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	-------------------------------	---	--------------------------	---	--	--

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
第2-5 組織体制の整備等	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	003218					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績		自己評価		
5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等				B		評定 B 3つの小項目全てがB評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/3×3項目=2.00点 1.5点以上2.5点未満：B
(1) 組織体制の整備 ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となって業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むとともに、業務に取り組むとともに、業務評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行なう。 イ 業務全体を	(1) 組織体制の整備 ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となって業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むとともに、業務評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行なう。 イ 業務全体を	(1) 組織体制の整備 ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となつて業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むとともに、業務評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行なう。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・組織体制及び運営についての継続的点検。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直し。 <評価の視点> ・組織体制及び人員配置について継続的な点検を行なっているか。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直しを行なっているか。	<主要な業務実績> ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となって業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むための一環として、理事長が定めた「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を事務室内やパソコン立ち上げ時に掲示するとともに、独立行政法人農業者年金基金人事評価規程に基づき、業務評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行なった。 イ 組織体制及び運営状況について継続的に点検するため、職員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努めたうえで、令和5年度に退職した職員の補充のため、令和6年4月に職員を2名採用したほか、当基金の課題である加入促進の体制強化のため、定員が限られている中、基金内の調整を行い、令和6年4月に担当部署を1名増員するとともに、業務部各課の業務量の動向に対応し、令和7年4月に情報管理課から給付課に1名振り替えることとするなど、必要に応じた組織体制や人員配置となるよう見直しを行なった。 なお、令和6年11月の事務所移転に当たり、業務受託機関に対しては、担当者会議等における説明や移転に伴う農業者年金記録管理システムの停止期間や停止期間中の対応等について整理した通知「農業者		<評定と根拠> 評定：b 組織体制及び人員配置について、基金の課題である加入促進の体制強化を図るため、担当部署を増員するとともに、業務部各課の業務量の動向に対応した人員の振り替えを行うなど、必要な人員配置等となるよう見直しを行なったほか、専門性の高い人材の確保のため、IT系職員及び資金運用系職員との人員配置を行うとともに、IT系職員や資金運用系職員が他部等への異動時であっても、専門研修を受講できるよう、独立行政法人農業者年金基金職員研修実施方針を改正し、令和7年度研修実施計画に資金運用系職員専門研修を具体的に位置付けるなど、専門的知見の向上を図るために取組を行なったこと、また、令和6年11月の事務所移		評定 b 組織体制及び人員配置について継続的な点検を行うとともに、IT系職員や資金運用担当職員の専門的知見の向上を図る取組みなど、専門性の高い人材の確保に取り組んでおり、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

<p>用を行う。</p> <p>イ 業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、旧制度と新制度における業務量の変化や新たな業務の発生等に伴う組織の体制及び運営状況について継続的に点検し、各部課の業務量の動向等に対応して、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。</p> <p>ウ 業務等のデジタル化並びに資金の運用環境の変化及びESG投資等の検討に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保に努める。</p> <p>エ 専門性の高い業務を的確に遂行する観点から資格取得支援や若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組む。</p>	<p>効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、旧制度と新制度における業務量の変化や新たな業務の発生等に伴う組織の体制及び運営状況について継続的に点検し、各部課の業務量の動向等に対応して、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。</p> <p>ウ 業務等のデジタル化並びに資金の運用環境の変化及びESG投資等の検討に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保に努める。</p> <p>エ 専門性の高い業務を的確に遂行する観点から資格取得支援や若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組む。</p>	<p>効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、旧制度と新制度における業務量の変化や新たな業務の発生等に伴う組織の体制及び運営状況について継続的に点検し、各部課の業務量の動向等に対応して、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。</p> <p>ウ 業務等のデジタル化並びに資金の運用環境の変化及びESG投資等の検討に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保に努める。</p> <p>エ 専門性の高い業務を的確に遂行する観点から資格取得支援や若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組む。</p>	<p>行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い人材の確保に努めているか。 ・資格取得支援等により人材育成に積極的に取り組んでいるか。 <p>ウ IT系や資金運用系の専門性の高い人材の確保のため、IT系職員及び資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、IT系職員や資金運用系職員が他部等への異動時であっても、専門研修を受講できるよう、令和6年12月に独立行政法人農業者年金基金職員研修実施方針を改正し、令和7年度研修実施計画に資金運用系職員専門研修を具体的に位置付けるなど、専門的知見の向上を図るための取組を行った。</p> <p>また、業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、内閣サイバーセキュリティセンター主催の研修等に役職員延べ38名が参加したほか、外部講師による情報管理課職員専門研修を実施した。</p> <p>資金の運用環境の変化等に適切に対応するため、資金部職員専門研修として、通信講座による資金運用の研修等を実施した(令和6年度の通信講座の実績:1名)。</p> <p>エ 資格取得支援については、平成21年に策定した資格取得支援要綱に基づき実施しており、職員が資格を取得しやすい環境の整備に努めている。</p> <p>また、若手職員を農林水産行政事務研修に派遣し、対外的な折衝や企画立案等の業務を経験させているほか、課長の約3割が女性であるなど、若手職員や女性職員の活躍の場を設け、働きやすい職場環境の整備や人材育成に努めている。</p>	<p>年金記録管理システムの停止に伴う対応等について」を発出して協力を依頼し、被保険者等に対しては、「令和5年度運用(付利)結果のお知らせ」により、また、受給権者に対しては、「令和6年度農業者年金受給権者現況届の提出について(お願い)」により、それぞれ移転する旨を記載して送付したほか、基金ホームページにおいても移転スケジュール等を掲載するなど、適切に情報提供を行うとともに、数十の工事等の契約締結・執行管理等を行い、農業者年金記録管理システムを含む事務所の移転を、業務に特段の支障を生ずることなく行ったこと等から、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b:取組は十分である</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
---	---	---	--	--

	など職員の 人材育成に 積極的に取 り組む。	点から資格取 得支援や若手 職員や女性職 員の活躍の場 を積極的に設 けるなど職員 の人材育成に 積極的に取 り組みます。																						
(2) 働き方改革 の推進 業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員・女性職員とともに仕事と育児・介護等との両立支援、職員の心の健康の保持・増進など職員のワークライフバランスの改善に取り組む。	(2) 働き方改革 の推進 業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員及び女性職員とともに仕事と育児・介護等との両立支援、職員の心の健康の保持・増進など職員のワークライフバランスの改善に取り組みます。	(2) 働き方改革 の推進 業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員及び女性職員とともに仕事と育児・介護等との両立支援、職員の心の健康の保持・増進など職員のワークライフバランスの改善に取り組みます。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・ワークライフバランスの改善。 <評価の視点> ・業務の効率化を進め、ワークライフバランスの改善に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> 定時退勤の推進、超過勤務の縮減、月一日以上の年次休暇の取得及び計画的な業務の執行等について、役員部課長会などの機会を捉えて職員に周知しており、特に超過勤務については、職員一人一人の意識改革のため、「ノー残業デー」チラシの事務室内への掲示や管理職への事前登録を徹底するなどの取組に加え、令和6年度からノー残業デーである水曜日と金曜日にメールより早期退勤を励行する取組を行った。 なお、令和6年度の超過勤務時間については、令和6年11月の事務所移転の対応等により、前年度より増加している。 【基金全体の超過勤務時間】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th><th colspan="2">超過勤務時間</th></tr> <tr> <th>全 体</th><th>1人月当たり</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>5,152 時間</td><td>7.7 時間</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>3,671 時間</td><td>5.4 時間</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>4,280 時間</td><td>6.4 時間</td></tr> <tr> <td>対前年度比 (R5年度→R6年度)</td><td>1,481 時間 (40.3%)</td><td>2.3 時間 (42.9%)</td></tr> </tbody> </table> テレワークについては、引き続き業務に支障の無い範囲での推進を図った。仕事と育児・介護等との両立支援等のため、就業規則を令和7年3月に改正し、子の看護休暇について、子の範囲を小学校就学前から小学校3年生まで拡大し、取得事由を学級閉鎖や行事参加等にも拡大するなどの見直しを行ったほか、超過勤務の縮減にも資するよう、フレックスタイム制の導入について、職員アンケートを行うなど、検討を進めている。また、子どもが生まれた職員に対しては男性、女性を問わず、育児休業の取得を促した（令和6年度育児休業取得者：男性1名、女性1名）。 さらに、職員の心の健康の保持・増進の観点から、ストレスチェックを実施するなど、職員のワークライフバランスの改善に取り組んだ。	年 度	超過勤務時間		全 体	1人月当たり	令和6年度	5,152 時間	7.7 時間	令和5年度	3,671 時間	5.4 時間	令和4年度	4,280 時間	6.4 時間	対前年度比 (R5年度→R6年度)	1,481 時間 (40.3%)	2.3 時間 (42.9%)	<評定と根拠> 評定：b 超過勤務の縮減や仕事と育児・介護等との両立支援など、職員のワークライフバランスの改善に取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
年 度	超過勤務時間																							
	全 体	1人月当たり																						
令和6年度	5,152 時間	7.7 時間																						
令和5年度	3,671 時間	5.4 時間																						
令和4年度	4,280 時間	6.4 時間																						
対前年度比 (R5年度→R6年度)	1,481 時間 (40.3%)	2.3 時間 (42.9%)																						
(3) 情報シス テムの整備及び 管理のための 体制整備 情報シス テムの整備及び 管理を適切かつ 円滑に実施するた	(3) 情報シス テムの整備及び 管理のための体制 整備 情報シス テムの整備及び 管理を適切かつ円滑 に実施するた	(3) 情報シス テムの整備及び 管理のための体制 整備 情報シス テムの整備及び 管理を適切かつ円滑 に実施するた	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・PMOの設置等の体	<主要な業務実績> 「独立行政法人農業者年金基金におけるPMO設置要領」に基づき設置されたPMOにおいて、情報システム整備方針にのっとり、 ① 令和7年度情報システム関係予算要求の承認、 ② 加入推進の観点から、基金ホームページを、分かりやすく見やすいものとするため、関係者の意見を聞きながら、改修について検討 ③ PMOにおける専門家として、外部人材の活用について検討し、令和7年4月から週に1日来所してもらうよう措置	<評定と根拠> 評定：b PMOにおいて、情報システム関係予算要求の承認、基金ホームページの検討、専門家としての外部人材の活用の検討などを行ったことから、b評定とした。 (評定区分)	評定 b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。																	

	するため、情報システム整備方針にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行う。	め、情報システム整備方針にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行う。	め、情報システム整備方針にのっとり、PMO 体制による情報システムの整備及び管理を行います。	制整備に向けた検討を行ったか。	などを行った。	s :取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a :取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b :取組は十分である c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	-------------------------------------	--	-----------------	---------	--	--

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3	財務内容の改善に関する事項							
当該項目の重要度、困難度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	003218			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項				B		評定 B 1つの中項目が「B」評定であるため。 ※2点(B)×1/1=2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B
財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項				B		評定 B 6つの小項目全てが「b」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/6×6項目=2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B
1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 第4に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 なお、勘定別予算の作成においては、第4の5の(1)のイにより、組織の体制及び運営状況の点検により、人員配	1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 第2に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 なお、勘定別予算の作成においては、第2の5の(1)のイにより、組織の体制及び運営状況の点検により、人員配	1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 第2に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 なお、勘定別予算の作成においては、第2の5の(1)のイにより、組織の体制及び運営状況の点検により、人員配	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率 <その他の指標> - <主な定量的指標> ・「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行なう。 なお、勘定別予算の作成においては、第2の5の(1)のイにより、組織の体制及び運営状況の点検により、人員配	<主要な業務実績> 令和7年度予算は、一般管理費については効率化除外経費等(※1)を除き、対前年度比で5%削減の予算を策定し、業務経費(業務委託費)については効率化除外経費等(※2)を除き、対前年度比で3%削減の予算を策定し、業務運営の効率化に関する事項を踏まえた年度計画の予算を作成した。また、業務運営の効率化に関する事項を踏まえた令和6年度計画の予算による運営を行なった。 ※1：効率化除外経費等 人件費、固定的経費(農業者年金記録管理システム保守経費、事務所借料経費等)、特殊要因による増減経費(パソコン、サーバ等の更改に係る経費等)、消費者物価指数の反映額、人勧影響額 ※2：効率化除外経費等 消費者物価指数の反映額、人勧影響額	<評定と根拠> 評定：b 業務運営の効率化に関する事項を踏まえた令和7年度計画の予算を作成し、また、令和6年度計画の予算による運営を行なったことから、b評定とした。 (評定区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		

	人員配置等の見直しを行った場合、必要に応じて、適切に予算を見直す。	置等の見直しを行った場合、必要に応じて、適切に予算を見直します。				
2 決算情報・セグメント情報の開示 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	2 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示する。	2 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・セグメント情報を整理し、速やかに開示したか。	<主要な業務実績> セグメント情報を令和5年度決算において整理し、主務大臣から令和6年7月3日に決算が承認されたことを受け、速やかに基金ホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定：b セグメント情報を令和5年度決算において整理し、基金ホームページで公表したことから、b評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等の業務達成基準に基づき、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。	3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等の業務達成基準に基づき、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映します。	3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等の業務達成基準に基づき、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・業務達成基準に基づく会計処理を適切に実施したか。	<主要な業務実績> 独立行政法人会計基準等を踏まえ、収益化単位の業務(各課室の業務)ごとに令和6年度当初の予算配分を行った上で、その単位ごとの執行状況と執行見込みを踏まえ、第4四半期の開始前(令和6年12月末)までに再配分を行った。	<評定と根拠> 評定：b 収益化単位の業務ごとに当初配分及び再配分を計画的に行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
4 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び年金給付の過誤払等に係る返納金債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。	4 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権については、全ての債権について、毎年度、債権分類及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行います。	4 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権については、全ての債権について、債権分類及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行います。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・貸付金債権等の管理・回収を適切に行っているか。	<主要な業務実績> 全ての農地等取得資金貸付金債権について、令和6年8月に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託機関と連携して債権の円滑かつ確実な回収に取り組んだ。 また、令和7年2月に、農地等担保物件の評価の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定：b すべての債権について、債権分類の見直しを行いこれに基づき適切な管理・回収を実施した。 また、担保物件についても評価の見直しを行ったことからb評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

		また、年金給付の過誤払等に係る返納金債権については、履行期限を過ぎて いる場合は債務者に対して催告を実施の上、債権の円滑かつ確実な回収に努めます。	また、年金給付の過誤払等に係る返納金債権については、履行期限を過ぎて いる場合は債務者に対して催告を実施の上、債権の円滑かつ確実な回収に努めます。		b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する																
5 長期借入金の適切な実施 農年基金法附則第 17 条第 2 項の規定による長期借入金を行う期間において、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	5 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号。以下「農年基金法」という。)附則第 17 条第 2 項の規定による長期借入金を行う期間において、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	5 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号。以下「農年基金法」という。)附則第 17 条第 2 項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図ります。	<主な定量的指標> - <その他の指標> ・市中金利情報等。 ・応札倍率。 <評価の視点> ・極力有利な条件で借入れを行っているか	<主要な業務実績> 独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)法附則第 17 条第 2 項の規定に基づき、長期借入金は市中の金利情報等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。 <table border="1"><thead><tr><th>借入年月日</th><th>借入れの相手方(金融機関数)</th><th>借入金額(百万円)</th><th>借入利率(平均金利)</th><th>償還期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和 6 年 8 月 5 日</td><td>10 機関</td><td>40,000</td><td>0.401%</td><td>令和 8 年 2 月 6 日</td></tr><tr><td>令和 7 年 2 月 6 日</td><td>9 機関</td><td>37,000</td><td>0.690%</td><td>令和 8 年 8 月 6 日</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">・応札倍率(令和 6 年 8 月期): 3.25 倍 (令和 7 年 2 月期): 7.14 倍・入札日(令和 6 年 7 月 22 日)における市中金利 国債: 0.245%、政府保証債: 0.289%・入札日(令和 7 年 1 月 22 日)における市中金利 国債: 0.635%、政府保証債: 0.698%・入札参加者招へい先のべ 500 社程度・基金の IR 活動先のべ 3 金融機関	借入年月日	借入れの相手方(金融機関数)	借入金額(百万円)	借入利率(平均金利)	償還期限	令和 6 年 8 月 5 日	10 機関	40,000	0.401%	令和 8 年 2 月 6 日	令和 7 年 2 月 6 日	9 機関	37,000	0.690%	令和 8 年 8 月 6 日	<評定と根拠> 評定: b 市中の金利情報等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件で借入れを行ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
借入年月日	借入れの相手方(金融機関数)	借入金額(百万円)	借入利率(平均金利)	償還期限																	
令和 6 年 8 月 5 日	10 機関	40,000	0.401%	令和 8 年 2 月 6 日																	
令和 7 年 2 月 6 日	9 機関	37,000	0.690%	令和 8 年 8 月 6 日																	
6 将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検 将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算を行い、その妥当性について毎年度検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。	6 将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検 将来必要となる旧制度における年金等給付費について、受給権者の生存率、新規裁定者の発生率等を勘案した試算(推計)を行い、その妥当性について毎年度検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。	6 将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検 将来必要となる旧制度における年金等給付費について、厚生労働省の生命表を用いた受給権者の生存率及び死亡率、農業者老齢年金の新規裁定者の発生率等を勘案した試算(令和 7 年度～11 年度の 5 カ年分の推計)を行い、農林水産省経営局経営政策課とともに妥当性を検証し、「2025 年度農業者年金給付費等負担金総括表」を適切に財務省へ提出した。	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・農業者老齢年金の新規裁定者の発生率等を勘案した試算(推計)を行い、その妥当性について検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行ったか。	<評定と根拠> 評定: b 農業者老齢年金の新規裁定者の発生率等を勘案した試算(推計)を行い、その妥当性について検証を行ったことから、取組は十分であり、b 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。																

	使う。	とともに、必要に応じて見直しを行います。			
--	-----	----------------------	--	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
第4	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画													
当該項目の重要度、困難度	一		関連する政策評価・行政事業レビュー	003218										
2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報						
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価						
				業務実績		自己評価								
	第4 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画				B	評定 B 1つの中項目が「B」評定であるため。 ※2 点(B)×1/1 = 2.00 点 1.5 点以上 2.5 点未満：B							
						B	評定 B 2つの小項目が両方も「b」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2 点(b)×1/2×2 項目 = 2.00 点 1.5 点以上 2.5 点未満：B							
	別紙	別紙	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費削減率。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の適正な執行を確保しつつ 削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 令和7年度予算の一般管理費については、効率化除外経費等（※）を除き、対前年度比で5%の削減となった。</p> <p>（単位：千円、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>6年度予算</th><th>7年度予算</th><th>削減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td><td>226,509</td><td>215,182</td><td>△5.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※：効率化除外経費等 人件費、固定的経費（農業者年金記録管理システム保守経費、事務所借料経費等）、特殊要因による増減経費（パソコン、サーバ等の更改に係る経費等）、消費者物価指数の反映額、人勧影響額</p>		6年度予算	7年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	226,509	215,182	△5.0	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b 一般管理費については、対前年度比で平均5%以上の削減を行うという計画に対して、効率化除外経費等を除き対前年度比で△5.0%の予算を策定できた。 業務経費については、対前年度比で平均3%以上の削減を行うという計画に対して、効率化除外経費等を除き対前年度比で△3.0%の予算を策定できた。 これらのことから、b評定とした。</p> <p>（評定区分）</p>	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
	6年度予算	7年度予算	削減率											
一般管理費のうち 効率化対象経費	226,509	215,182	△5.0											

				<p>② 令和7年度予算の業務経費（業務委託費）については、効率化除外経費等（※）を除き、対前年度比で3%の削減となった。</p> <p>（単位：千円、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>6年度予算</th><th>7年度予算</th><th>削減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費のうち 効率化対象経費</td><td>1,817,697</td><td>1,763,164</td><td>△3.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※：効率化除外経費等 消費者物価指数の反映額、人勧影響額</p>		6年度予算	7年度予算	削減率	業務経費のうち 効率化対象経費	1,817,697	1,763,164	△3.0	<p>s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a : 数値の達成度合が120%以上 b : 数値の達成度合が100%以上120%未満 c : 数値の達成度合が80%以上100%未満 d : 数値の達成度合が80%未満</p>	
	6年度予算	7年度予算	削減率											
業務経費のうち 効率化対象経費	1,817,697	1,763,164	△3.0											
			<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>－</p> <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支計画、資金計画。 <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っているか。 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>予算、収支計画、資金計画に基づき資金の配分を行った。</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：b</p> <p>予算、収支計画、資金計画に基づき資金の配分を行ったことから、b評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定 b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
評価項目	評価内容							
第 5 短期借入金の限度額								
当該項目の重要度、困難度	一							
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金実績	2 億円（限度額） 934 億円（限度額）		— —	— —				・運営費交付金の受け入れ遅延による場合の限度額は 2 億円 ・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は 934 億円
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
	第 5 短期借入金の限度額 1 2 億円（想定される理由） 運営費交付金の受け入れ遅延。 2 934 億円（想定される理由） 農年基金法附則第 17 条第 2 項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	第 5 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受け入れ遅延による資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、2 億円とします。 2 農年基金法附則第 17 条第 2 項の規定に基づく長期借入金について、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、934 億円とします。	<主な定量的指標> ・借入限度額 <その他の指標> — <評価の視点> ・借入限度額の範囲内であったか。	<主要な業務実績> ・短期借入金の実績がなかった。 ・長期借入金の未達リスクを回避するため、支援業者との契約において未達防止策を講じている。	<評定と根拠> 評定：— (評定区分) B：限度額の範囲内である D：限度額の範囲を超えた	評定：— 短期借入金の実績がないため、評価を行わない。		

様式1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第6	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	003218				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
7 不要財産の処分 業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理する。 なお、令和6年度に事務所の移転を予定しており、移転に伴う敷金等の不要財産が発生することから、当該財産の国庫納付の方法及び時期については適切に処理する。	7 不要財産の処分 業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理します。 なお、令和6年度に事務所を移転することとしており、移転に伴う敷金等の不要財産が発生することから、当該財産の国庫納付の方法及び時期については適切に処理します。	7 不要財産の処分 業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理します。 なお、令和6年度に事務所を移転することとしており、移転に伴う敷金等の不要財産が発生することから、当該財産の国庫納付の方法及び時期については適切に処理します。	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理します。 ・業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理します。	<主要な業務実績> 令和6年11月の事務所移転に伴い発生する敷金等の国庫納付の方法及び時期については、令和7年度に国庫納付することで主務省と調整を行った。	<評定と根拠> 評定：B 事務所移転に伴い発生する敷金等の国庫納付の方法及び時期について、主務省との調整を適切に行なったことから、B評定とした。 (評定区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 B 自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。		

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
評価対象となる指標	達成目標	参考 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
第7-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）							
2. 主要な経年データ								
当該項目の重要度、困難度	一		関連する政策評価・行政事業レビュー	003218				
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項				B			評定 B 8つの中項目がすべて「B」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(B)×1/8×8項目=2.00点 1.5点以上2.5点未満：B
1 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	1 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)				B			評定 B 2つの小項目が両方とも「b」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/2×2項目=2.00点 1.5点以上2.5点未満：B
(1) 方針 IT 及び資産運用等に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた	(1) 方針 IT 及び資産運用等に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた	<主な定量的指標> 一 <その他の指標> ・専門研修の実施 ・業務量に応じた適正な人員配置 <評価の視点> ・専門的知識を有す	<主要な業務実績> IT系や資金運用系の専門性の高い人材の確保のため、IT系職員及び資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、IT系職員や資金運用系職員が他部等への異動時であっても、専門研修を受講できるよう、令和6年12月に独立行政法人農業者年金基金職員研修実施方針を改正し、令和7年度研修実施計画に資金運用系職員専門研修を具体的に位置付けるなど、専門的知識の向上を図るための取組を行った。 また、業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、内閣サイバーセキュリティセ	<評定と根拠> 評定：b 専門性の高い人材の確保のため、IT系職員及び資金運用系職員としての人員配置を行ふとともに、IT系職員や資金運用系職員が他部等への異動時であっても、専門研修を受講できるよう、令和6年12月に独立行政法人農業者年金基金職員研修実施方針を改正し、令和7年度研修実施計画に資金運用系職員専門研修を具体的に位置付けるなど、専門的知識の向上を図るための取組を行った。 また、業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、内閣サイバーセキュリティセ	<評定> 評定 b IT系職員や資金運用担当職員の専門的知識の向上を図る取組みなど、専門性の高い人材の確保に取り組んでおり、業務量に応じた人員の振替など、取組は十分であり、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。			

	適正な人員配置を行う。	適正な人員配置を行います。	る人材の育成を図る。 ・基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。	ンター主催の研修等に役職員延べ38名が参加したほか、外部講師による情報管理課職員専門研修を実施した。 資金の運用環境の変化等に適切に対応するため、資金部職員専門研修として、通信講座による資金運用の研修等を実施した（令和6年度の通信講座の実績：1名）。 組織体制及び運営状況について継続的に点検するため、職員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努めたうえで、令和5年度に退職した職員の補充のため、令和6年4月に職員を2名採用したほか、当基金の課題である加入促進の体制強化のため、定員が限られている中、基金内の調整を行い、令和6年4月に担当部署を1名増員するとともに、業務部各課の業務量の動向に対応し、令和7年4月に情報管理課から給付課に1名振り替えることとするなど、必要に応じた組織体制や人員配置となるよう見直しを行った。	の向上を図るための取組などを行ったほか、組織体制及び人員配置について、基金の課題である加入促進の体制強化を図るため、担当部署を増員するとともに、業務部各課の業務量の動向に対応した人員の振り替えを行うなど、必要な人員配置等となるよう見直しを行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数について期首を上回らないようとする。 (参考1) 期首の常勤職員数 74人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,328百万円	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を74人とします。 (参考) 人件費見込み 782百万円	<主な定量的指標> ・常勤職員数。 <その他の指標> — <評価の視点> ・常勤職員数が74人を上回っていないか。	<主要な業務実績> 令和6年度末時点の常勤職員数は73人であり、引き続き74人を上回らないようとする。	<評定と根拠> 評定：b 令和6年度末の常勤職員数は73人であることから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

様式1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第7－2	積立金の処分に関する事項							
当該項目の重要度、困難度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー	003218				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
	<p>2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した現預金、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金に係る経費(利子及び事務費を含む。) (3) 旧年金給付</p>	<p>2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を必要に応じ次の経費に充当します。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金に係る経費(利子及び事務費を含む。) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発に係</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・預貯金の経費への充当。</p> <p><評価の視点> ・積立金の処分が適切であるか。</p>	<p><主要な業務実績> 令和6年11月の事務所移転に伴い返還された敷金については、(4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権の償却に係る費用に充当した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 事務所移転に伴い返還された敷金については、適切に充当したことからB評定とした。</p> <p>(評定区分) S : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B : 取組は十分である C : 取組はやや不十分であり、改善を要する D : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定</p>	<p>B</p> <p>自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。</p>	

	<p>のための農業者 年金記録管理シ ステムの開発に 係る経費</p> <p>(4) 旧年金勘定 と農地売買貸借 等勘定における 前中期目標期間 から繰り越した 貸付金等債権の 償却に係る費用</p> <p>(5) 前中期目標 期間以前に自己 収入財源で取得し、 本中期目標 期間へ繰り越し た無形固定資産 の償却等に要す る費用</p>	<p>る経費</p> <p>(4) 旧年金勘定と 農地売買貸借等 勘定における前 中期目標期間か ら繰り越した貸 付金等債権の償 却に係る費用</p> <p>(5) 前中期目標期 間以前に自己収 入財源で取得し、 本中期目標期間 へ繰り越した無 形固定資産の償 却等に要する費 用</p>		
--	---	--	--	--

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
第7-3	内部統制の充実・強化	—	関連する政策評価・行政事業レビュ	003218	—	—	—	—
2. 主要な経年データ								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
1 内部統制の充実・強化 内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不斷に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不斷に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不斷に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組んだか。	— — <評価の視点> ・内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施し、内部統制システムの充実・強化に取り組んだか。	B	評定	B	3つの小項目がすべて「b」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/3×3項目=2.00点 1.5点以上2.5点未満：B	

	<p>しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。</p>					
	<p>(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化</p> <p>理事長は、内部統制の基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施により、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化</p> <p>理事長は、役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組むよう、内部統制システムの役職員への周知徹底を図ります。</p> <p>また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組みます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長による内部統制の取組の指示。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長は、「役職員の行動指針」を定め、指示し周知を図っているか。 理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>令和5年4月に理事長が定めた「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」に従って業務に取り組むよう、新任職員研修の場などにおいて説明するとともに、事務室内やパソコン立ち上げ時に掲示するなど、役職員への周知の徹底を図っている。</p> <p>理事長は、経営管理会議を四半期ごとに複数回、計12回開催し、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うなど、内部統制の充実・強化に取り組んだ。</p> <p>理事長は、令和6年6月に令和5年度計画の業務実績の自己評価について、令和6年12月に令和6年度計画の進捗状況についての経営管理会議を開催した。</p> <p>また、令和6年11月の事務所移転を踏まえて新たな業務継続計画(BCP)の制定したほか、内部統制の推進に関する取組についての経営管理会議を開催し、内部統制に関する基本的事項について点検・評価を行った。</p> <p>また、コンプライアンス委員会(令和6年9月30日及び令和7年3月13日開催)における取組状況の報告や、リスク管理委員会(令和6年9月13日及び令和7年3月13日開催)における業務運営のリスク把握及び顧在化防止、運営評議会(令和6年10月2日及び令和7年3月25日開催)における外部有識者等による点検等の取組を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>令和5年4月に理事長が定めた「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」について、役職員への周知の徹底を図ったほか、年度計画の業務実績の自己評価や進捗状況等についての経営管理会議を開催し、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うなど、内部統制の充実・強化に取り組んだことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定 b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>
	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス委員会の開催、コ 	<p><主要な業務実績></p> <p>コンプライアンス委員会を令和6年9月30日に開催し、令和6年度コンプライアンス推進計画の取組状況について審議した。</p> <p>令和7年3月13日に開催したコンプライアンス委員会においては、令和6年度コンプライアンス推進計画の取組状況や、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況等について審議するとともに、コンプライアンス推進計画、取組状況等を基金ホームページに掲載・</p>	<p>評定 b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>

	<p>有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p>	<p>有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進します。</p> <p>また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。</p>	<p>コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。 ・コンプライアンス研修を実施しているか。 ・措置を講じた場合は公表しているか。 	<p>令和7年度コンプライアンス推進計画のほか、上半期開催のコンプライアンス委員会の審議内容は、下半期開催のコンプライアンス委員会の審議内容に包含されている実態があることや、他法人におけるコンプライアンス委員会の開催回数などを踏まえ、基金におけるコンプライアンス委員会は年1回3月頃に開催することとともに、コンプライアンス委員会における審議を緊急に行う必要が生じた場合など、必要に応じコンプライアンス委員会を開催することについて審議を行った。</p> <p>コンプライアンス推進計画、取組状況等については、基金ホームページに掲載・公表した。</p> <p>コンプライアンス研修については、令和6年度研修実施計画に基づき、以下のとおり実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ハラスメント研修（令和7年2月～3月 eラーニング） ② 法人文書管理研修（令和7年2月～3月 eラーニング） ③ 情報セキュリティ研修（令和6年9月～10月 eラーニング） ④ 個人情報保護管理研修（令和6年11月～12月 eラーニング） ⑤ 倫理研修（令和7年3月 eラーニング） <p>なお、コンプライアンス事案の発生はなかった。</p>	<p>公表したほか、コンプライアンス研修を実施したことから、b評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
	<p>（3）リスク管理の徹底</p> <p>リスク管理委員会における調査・審議を経て、業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応するためのリスク管理行動計画及びリスク管理マニュアル等を策定し、当該リスク管理マニュアル等により、リスク管理の状況をモニタリングするなど、リスク管理を徹底する。</p>	<p>（3）リスク管理の徹底</p> <p>リスク管理委員会における調査・審議を経て、業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応するためのリスク管理行動計画及びリスク管理マニュアル等を策定し、当該リスク管理マニュアル等により、リスク管理の状況をモニタリングするなど、リスク管理を徹底します。</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>—</p> <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会の開催。 <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等を策定しているか。 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>令和6年度におけるリスク管理行動計画に基づき、より適切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① リスク管理項目及び対応方針等一覧（以下「リスク管理項目等一覧」という。）及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル（以下「重点項目チェックシート」という。）により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。 <p>また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審議を行ったほか、 ③ リスクの高い具体的な事案について、対応策を含め、職員向けに分かりやすく整理した「リスク事案の例及び対応策」について、調査・審議を行った。 	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：b</p> <p>基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>リスク管理委員会を開催し、リスク管理のモニタリング等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第7-4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	003218				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底				B		評定 B 3つの小項目がすべて「b」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/3×3項目=2.00点 1.5点以上2.5点未満：B
個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者等に係る多くの個人情報を保有し、また、マイナンバー制度による情報連携が導入され、今後その対象が拡大されることから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策	(1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行う。 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ委員会を上半期と下半期に開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行っています。 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ委員会を上半期と下半期に開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行っているか。 ・CSIRTを構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力	(1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行ったか。 ・情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリティ対策の実施状況等についての点検を行っているか。 ・CSIRTを構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・情報セキュリティポリシーの見直し等を行ったか。 ・情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリティ対策の実施状況等についての点検を行っているか。 ・CSIRTを構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力	<主要な業務実績> ① 情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備 基金では、情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制としてCSIRTを構築しているが、これに加え、情報システムの運用継続については、危機的事象発生時にも迅速かつ適正に対応できるよう「独立行政法人農業者年金基金における情報システムの運用継続計画」（以下「IT-BCP」という。）の訓練として、新たに、災害発生時等における初動対応等の訓練として、緊急連絡網の伝達訓練、安否確認サービスを利用した掲示板の投稿等による訓練を令和6年10月に実施し、情報セキュリティ対策等の強化を図った。 ② 情報セキュリティポリシーの見直し 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、令和6年11月28日及び令和7年3月28日に、「独立行政法人農業者年金基金情報セキュリティポリシー」の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定：b ①情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備、②情報セキュリティポリシーの見直し、③サイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況、④情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及びPDCAサイクルによる改善の取組状況、⑤職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する訓練等の実施状況、⑥法令・規程等の遵守の徹底等のための取組状況について、適切な対応が行われている。 情報システムの運用継続計画の訓練として新たに災害発生時等における初動対応等の訓練として緊急連絡網の伝達訓練、安否確認サービスを利用した掲示板の投稿等による訓練を実施したことから、b評定とした。	評定 b 情報セキュリティポリシーの見直しや、情報セキュリティ対策の実施状況の点検を適切に行い、また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化対策として訓練の実施等に適切に取組んでいることから、取組は十分であり自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		

					<p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
	<p>等」という。)を強化・徹底する。</p> <p>なお、外部の状況変化、他機関等における事故の発生事例及び情報技術の進展等に応じて継続的に見直す。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備状況 ○ 情報セキュリティポリシーの見直し及びサイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況 ○ 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及びPDCAサイクルによる改善の取組状況 ○ 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する訓練等の実施状況及び法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況 	<p>の点検を行い、情報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内のCSIRTの組織対応能力を強化する。</p>	<p>ユリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ります。</p> <p>また、基金内のCSIRTについても、運用の点検を行い、サイバー攻撃等のインシデントに対する組織的対応能力を強化します。</p>	<p>を強化したか。</p>	<p>③ サイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況</p> <p>基金CSIRTに対し、情報セキュリティインシデント対応訓練を令和6年12月9日に実施し、サイバー攻撃等のインシデントに対する組織的対応能力の強化を図った。</p> <p>また、サイバー攻撃の糸口となる標的型攻撃メールに対して、全役職員等を対象に標的型攻撃メール訓練を令和6年7月と12月に実施した。</p> <p>④ 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及びPDCAサイクルによる改善の取組状況</p> <p>情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告、情報セキュリティ関係規程等の見直し、IT-BCPの見直し等を行うため、情報セキュリティ委員会及び個人情報保護管理委員会を合同で3回開催(令和6年9月30日、同年11月26日、令和7年3月27日)した。</p> <p>また、情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画については、PDCAサイクルによる改善を行うことで、情報セキュリティ対策等の強化、徹底を図っている。</p> <p>⑤ 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する訓練等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月5日に、新任職員等を対象として、情報セキュリティの確保及び個人情報の取扱いについて研修を行った。 ・令和6年9月～10月に、全役職員等を対象として、一般的なセキュリティリテラシー向上に向けた研修を行った。 ・令和6年11月から12月に特定個人情報を含む個人情報の適切な取扱いについて研修を行った。 ・令和6年7月と12月に、全役職員等を対象とした標的型攻撃メール訓練を行った。 ・令和6年12月9日に、CSIRT関係役職員等を対象とした情報セキュリティインシデント対応演習を実施した。 <p>⑥ 法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全役職員等の情報セキュリティ対策等の実施状況について、基金の情報セキュリティ関係規程等の遵守状況を確認するため、令和6年12月5日から19日に、情報セキュリティ対策の自己点検を実施し、点検結果の評価及び分析を、役職員等のパソコン画面に表示(令和7年2月25日から28日までの全4回)することにより情報セキュリティ等の意識向上を図った。 	
	(2)個人情報保護対策の推進	(2)個人情報保護対策の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
	個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保	個人情報保護管理委員会を上半期と下半期に	<その他の指標>	① 第1回個人情報保護管理委員会を令和6年9月30日に開催し、独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管理規程の細則の改正及び独立行政法人農業者年金基金における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針の改正に	評定 : b 個人情報保護管理委員会において、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点	

	<p>護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。</p> <p>そのほか、最高情報セキュリティアドバイザーからのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、基金が多くの個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関する業務を適切に遂行する。</p>	<p>開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図ります。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。</p> <p>そのほか、最高情報セキュリティアドバイザーからのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、下記研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関する業務を適切に遂行します。</p>	<p>について審議し、令和6年10月29日付けで改正した。</p> <p>② 第2回個人情報保護管理委員会を令和6年11月26日に開催し、事務所移転に伴う個人情報等文書の保管場所変更にかかる独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管理規程の細則の改正及び特定個人情報保護評価書の変更について審議するとともに、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施状況についての確認等を行った。</p> <p>③ 個人情報保護監査（外部監査）を令和7年1月に実施し、監査結果を踏まえ、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。</p> <p>④ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は令和7年3月に実施し、点検結果を令和7年3月27日の個人情報保護管理委員会において報告した。</p> <p>⑤ 上記の対応について、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、個人情報保護研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関する業務を適切に遂行した。</p>	<p>検を行い、個人情報監査（外部監査）結果を踏まえ、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。</p> <p>また、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検を行い、法令が求める対応にも適切に取り組んだ。</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
	<p>（3）研修等の実施</p> <p>役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底した。</p> <p>特に、新たな試みとして、IT-BCPの教育訓練において、大規模災害等の発生時における初動対応等として、緊急連絡網</p>	<p>（3）研修等の実施</p> <p>役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底した。</p> <p>特に、新たな試みとして、IT-BCPの教育訓練において、大規模災害等の発生時における初動対応等として、緊急連絡網</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>－</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>－</p> <p>＜評価の視点＞</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>全役職員等を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底した。</p> <p>特に、新たな試みとして、IT-BCPの教育訓練において、大規模災害等の発生時における初動対応等として、緊急連絡網</p> <p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：b</p> <p>全役職員等を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底したことから、b評定</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>

	<p>する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。</p> <p>また、人事異動による新任者に対しては、転入後速やかに同様の研修を行います。</p>	<p>する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底します。</p> <p>また、人事異動による新任者に対しては、転入後速やかに同様の研修を行います。</p>	<p>・情報セキュリティ対策等に関する研修及び標的型攻撃メールに対する訓練を実施したか。</p>	<p>の伝達訓練、安否確認サービスを利用した掲示板の投稿等による訓練を行った。</p> <p>また、基金の情報セキュリティ関係規程の遵守状況を確認するため、令和6年12月5日から19日に、情報セキュリティ対策の自己点検を実施し、点検結果の評価及び分析を役職員等のパソコン画面に表示（令和7年2月25日から28日までの全4回）することにより情報セキュリティの意識向上を図った。さらに、令和5年度の自己点検結果を踏まえて、役職員等が適切な対応を行うよう、令和6年4月から9月に毎月の役員部課長会における周知、課グループ情報セキュリティ責任者による毎月の情報共有及び指導、定期的な見回り・点検による離席時におけるパソコンの画面ロックの徹底に取り組んだ。</p>	<p>とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	---	---	--	---	--	--

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第7-5	情報公開の推進・適切な文書管理							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	003218				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	参考 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
3 情報公開の推進・適切な文書管理	5 情報公開の推進・適切な文書管理	5 情報公開の推進・適切な文書管理				B		評定 B 2つの小項目が両方とも「b」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/2×2=2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B
(1) 情報公開 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に情報公開を行う。 基金や業務受託機関における事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生した場合においては、業	(1) 情報公開 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。 基金や業務受託機関における	(1) 情報公開 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。 基金や業務受託機関における	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。 <評価の視点> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。	<主要な業務実績> ・役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準(令和5年度) ・資産保有状況(令和5年度) ・第5期中期目標期間(令和5年度～令和9年度)に係る事業計画(令和7年度計画)等を基金ホームページに掲載し、情報公開を行った。 令和6年度において、基金での事務処理誤りはなかったが、業務受託機関において事務処理遅延が発生した。当該業務受託機関に対しては、該当被保険者等への対応及び業務改善計画(再発防止策)の提出を求めたことから、b評定とした。 今後、基金や業務受託機関において重要性の高い事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には公表を行う等、基金等及び制度の信頼性確保に努める。	<評定と根拠> 評定：b 役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準等について、基金ホームページで情報公開を行った。 また、令和6年度において、基金での事務処理ミスはなかったが、45業務受託機関において事務処理遅延が発生した。当該業務受託機関に対しては、該当者等への対応及び業務改善計画(再発防止策)の提出を求めたことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		

	事務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努める。	事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生した場合においては、業務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努める。	事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生した場合においては、業務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努めます。	・産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開しているか。 ・基金や業務受託機関における事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生した場合においては、業務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努めたか。		善を要する	
(2) 文書管理 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)等に基づき、加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底する。 また、原本性の確保に配慮しながら、文書の保管・印刷費等のコスト低減や検索性の向上等を図る観点から、文書の電子化を推進する。	(2) 文書管理 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)等に基づき、加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底する。 また、原本性の確保に配慮しながら、文書の保管・印刷費等のコスト低減や検索性の向上等を図る観点から、文書の電子化を推進します。	(2) 文書管理 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)等に基づき、加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底する。 また、原本性の確保に配慮しながら、文書の保管・印刷費等のコスト低減や検索性の向上等を図る観点から、文書の電子化を推進します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底します。 ・文書の電子化を推進します。	<主要な業務実績> 公文書等の管理に関する法律及び独立行政法人農業者年金基金法人文書管理規程に基づき、加入者等に関する記録及び文書等を適切な期間において保存し、マイクロフィルム化するなど、適切な原本文書の管理・保管を徹底するとともに、令和5年度の法人文書の管理状況について、令和6年8月に内閣府へ報告を行った。 文書の電子化については、基金内の会議のほか、業務受託機関を対象とする会議においても資料の電子化を進めるなど、文書の電子化(ペーパーレス化)に向けた取組を推進した。	<評定と根拠> 評定：b 公文書等の管理に関する法律等に基づき、適切に文書管理を行ったほか、文書の電子化を推進したことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第7－6	適正な監査の実施等							
当該項目の重要度、困難度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー	003218			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
4 適正な監査の実施等 内部監査機能の充実・改善を図り、適正に内部監査を実施し、適切な業務運営の確保を図る。	6 適正な監査の実施等 内部監査機能の充実・改善を図るため、毎年度策定する内部監査計画及び内部監査実施計画に重点項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。	6 適正な監査の実施等 内部監査機能の充実・改善を図るため、毎年度策定する内部監査計画に重点項目を設定し、適正に内部監査を実施し、適切な業務運営の確保を図ります。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・毎年度策定する内部監査計画に重点項目を設定し、適正に内部監査を実施し、適切な業務運営の確保を図ったか。	<主要な業務実績> 令和6年度内部監査計画を令和6年5月13日に策定した。同計画では、事務所移転後の情報の保存・管理について重点的に監査することとしており、これに基づき令和7年2月に内部監査を実施した。 また、情報セキュリティ監査についても、昨年度に引き続き外部監査人による監査を実施した。	<評定と根拠> 評定：B 内部監査規程に基づき内部監査計画を策定し、その計画に従って内部監査を適切に実施したことから、B評定とした。 (評定区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 B	自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
第7-7	業務運営能力の向上等	—	関連する政策評価・行政事業レビュ	003218	—	—	—	—
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
5 業務運営能力 の向上等	7 業務運営能力 の向上等	7 業務運営能力 の向上等				B		評定 B 2つの小項目が両方とも 「b」評定であり、農林水産 省評価基準に基づくウェイ トを用いて算出した結果、 「B」評定 ※2点(b)×1/2×2項目=2.00 点 1.5点以上 2.5点未満：B
(1) 研修の充実 農業者年金制度の適切な実施を図るために、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。 このため、基金の職員及び業務受託機関の担当者を対象とした農業者年金制度、農業者年金記録管理システムの取扱い及び情報セキュリティについて	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るために、初任者研修を毎年度原則2回実施する。 IT（情報技術）及び年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るために、初任者研修を毎年度原則2回実施します。 IT（情報技術）及び年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係	<主な定量的指標> ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るために、初任者研修を毎年度原則2回実施します。 IT（情報技術）及び年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係 <その他の指標> ・新任者研修、専門研修の実施、民間研修の活用。 ・理解度テストの実施。 ・研修等の実施計画の策定。 ・職員の専門資格取得支援。 <評価の視点> ・新任者研修、専門研修を実施し、民間研修も活用して人材の育成を図ったほか、当基金が主催した研修においては、研修終了後に理解度テストを実施するなどの取組を行った。 また、令和7年度研修実施計画を令和7年3月に策定した。業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、内閣サイバーセキュリティセンター主催の研修等に役職員延べ38名が参加したほか、外部講師による情報管理課職員専門研修を実施した。 さらに、全役職員等を対象としたIT（情報技術）研修を令和7年3月に実施した。 資金の運用環境の変化等に適切に対応するため、資金部職員専門研修として、通信講座による資金運用の研修等を実施した（令和6年度の通信講座の実績：1名）。 また、基金職員を対象に、資金運用の専門家を講師とした資	<評定と根拠> 評定：b ア 研修実施計画を策定し、新任者研修や専門研修を実施し、民間研修も活用して人材の育成を図ったほか、当基金が主催した研修においては、研修終了後に理解度テストを実施するなどの取組を行った。 イ 入門研修会及び新任研修会を現地開催、専門業務研修会をハイブリット形式で行い、会議開催手法にとらわれず開催するなど業務受託機関担当者の研修の充実に努めた。 これらのことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。			

<p>イ等に関する研修を実施する。</p> <p>また、基金において、IT(情報技術)及び資産運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。</p>	<p>は、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p> <p>なお、研修終了後に理解度テストを実施する。</p> <p>また、他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。</p> <p>イ 業務受託機関担当者</p> <p>業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>都道府県段階の業務受託機関が開催する業務受託機関の担当者を対象とした農業者年金記録管理システム操作及び情報セキュリティ等に関する研修会に講師として職員を派遣します。</p>	<p>る分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。</p> <p>なお、研修終了後に理解度テストを実施します。</p> <p>また、他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。</p> <p>イ 業務受託機関担当者</p> <p>年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催したか。</p>	<p>施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等の実施計画を策定しているか。 ・職員の専門資格取得支援を実施しているか。 ・年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催したか。 <p>産運用に関する基本的な研修を令和6年12月24日及び25日に実施した。</p> <p>なお、当基金が主催した研修においては、研修終了後に理解度テストを実施した。</p> <p>資格取得支援については、平成21年に策定した資格取得支援要綱に基づき実施しており、職員が資格を取得しやすい環境の整備に努めている。</p> <p>イ 業務受託機関担当者</p> <p>業務受託機関担当者を対象とする業務研修会については、令和6年4月に入門研修会、担当者会議、令和6年5月に新人研修会を現地開催、令和6年6月には専門研修会を現地とWebを併用したハイブリット方式により実施した。</p> <p>また、当日の講師の説明をビデオ録画し、基金ホームページに掲載し、業務受託機関の担当者が隨時活用できるよう対応した。</p> <p>都道府県段階の業務受託機関が開催する業務受託機関の担当者を対象とした農業者年金記録管理システム操作等に関する研修会に講師として27府県に職員を派遣した。(参考:令和5年度派遣実績:26府県)</p>	<p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	---	--	--	--	--

	して職員を派遣する。					
(2) 委託業務の質の向上	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の適切性及び効率性などを把握する上で有用であり、委託業務の質の向上に資するため実施する。 考査指導に当たっては、加入者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、その対応を検討し、研修会等を通じて基金内及び業務受託機関へ周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考査指導については、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。 ア 中期計画期間における考査指導の対象については、加入者が多く、指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点を置いて選定し、計画的に考査指導を実施する。 イ 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・考査指導の効果の浸透。 <評価の視点> ・考査指導実施計画に従って、業務受託機関に対して計画的・効率的に考査指導を実施したか。 ・考査指導の効果の浸透を図っているか。 イ 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図ります。	<主要な業務実績> ア 令和6年度考査指導実施計画を令和6年4月12日に策定した。 業務量、委託費等を勘案して中期計画策定時に策定した業務受託機関を対象に、考査指導を令和6年7月から12月にかけて17道県に対し、令和6年度は重要な課題である加入推進についてより重点を置き、計画的・効率的に実施した。 (参考) 考査指導実施業務受託機関数（令和6年度計画） 農業会議 : 14機関 農業協同組合中央会 : 14機関 農業委員会 : 87機関 農業協同組合 : 35機関 総 数 : 150機関 イ 前年度の考査指導結果等については、令和6年4月に開催した担当者会議において都道府県段階の業務受託機関に対し、優良事例を含め説明するとともに、基金ホームページに掲載した。 また、都道府県段階で開催する担当者会議や研修会等を通じ、農業委員会及び農業協同組合に対して業務処理の改善に向けて周知徹底するなど、考査指導結果の浸透を図った。 さらに、業務受託機関に対する考査指導時においても、前年度の考査指導結果等の浸透を図った。	<評定と根拠> 評定 : b 考査指導については、令和6年度考査指導実施計画に基づき、計画的・効率的に実施したことから、b評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第7－8	温室効果ガスの排出の削減							
当該項目の重要度、困難度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー	003218				
2. 主要な経年データ								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
6 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行していくため、「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）に準じ、実行可能な取組について計画を策定し、それに基づく取組を行うとともに、実施状況の点検を行う。 なお、令和5、6年度においては、平成29年5月10日に策定した「独立行政法人農業者年金基金」	8 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行していくため、「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）に準じ、実行可能な取組について、事務所移転後の令和7年度に計画を策定し、それに基づく取組を行うとともに、実施状況の点検を行う。 なお、令和6年度においては、平成29年5月10日に策定した「独立行政法人農業者年金基金」	8 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行していくため、「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）に準じ、実行可能な取組について、事務所移転後の令和7年度に計画を策定し、それに基づく取組を行うとともに、実施状況の点検を行う。 なお、令和6年度においては、平成29年5月10日に策定した「独立行政法人農業者年金基金」	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・「独立行政法人農業者年金基金における温室効果ガス排出等のための実行計画」で定めた計画を実行したか。	<主要な業務実績> 「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）に準じ、実行可能な取組については、事務所移転後の令和7年度に計画を策定し、それに基づく取組を行うとともに、実施状況の点検を行うこととしているが、令和6年度においては、平成29年5月10日に策定した「独立行政法人農業者年金基金における温室効果ガス排出の抑制等のための実行計画」で定めた措置の内容等について、以下の事項などを実施した。 ・環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、ホームページで公表した。 ・コピー用紙、封筒等の用紙類については、調達の際の仕様書に再生紙の利用を明記した。 ・両面印刷、両面コピー、2アップ以上の印刷の徹底を可能な限り図るとともに、電子メールやWeb会議の活用、会議へのパソコンの持込みなど、ペーパーレス化を推進し、用紙類の使用量の削減を図った。 ・夏季（5～10月）における建物内での服装について、クールビズを励行した。 ・昼休みは、業務上特に必要な箇所を除き消灯を徹底した。また、夜間における照明も、残業上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底するとともに、令和6年11月の事務所移転に当たり、消し忘れ防止機能を導入した。 ・事務所内に分別回収ボックスを適切に配置し、分別回収の取組を進めた。	<評定と根拠> 評定：B 平成29年5月10日策定の「独立行政法人農業者年金基金における温室効果ガス排出の抑制等のための実行計画」で定めた措置の内容等について適切に実施したことから、B評定とした。 (評定区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 B 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		

	基金における温 室効果ガス排出 等のための実行 計画」で定めた 計画を実行す る。	年金における温 室効果ガス排出 等のための実行 計画」で定めた計 画を実行します。			
--	--	---	--	--	--